

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和5年3月3日(金)

午前10時07分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(14名)

議長	阿久津 則 男 君	副議長	片岡 藏 之 君
	高橋 裕 子 君		猿田 正 純 君
	金長 秀 範 君		藤咲 芙美子 君
	綿引 静 男 君		三村 孝 信 君
	飯村 栄 君		関 誠一郎 君
	桜井 和 子 君		鯉 洵 秀 雄 君
	加藤木 直 君		小 塚 孝 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副町	長	仲田	不二雄
教 育	長	高岡	秀 夫
まちづくり戦略課	長	小林	克 成
総 務 課	長	増井	栄 一
町 民 課	長	加藤	孝 行
財 務 課	長	雨宮	忠 芳
税 務 課	長	佐藤	宰
健康保険課	長	飯村	正 則
長寿応援課	長	稲川	弘 美
福祉こども課	長	山崎	栄 一
農業政策課	長	富江	一 也
都市建設課	長	大津	好 男
下水道課	長	所	克 実
会計課長(会計管理者)		久保田	和 美
水 道 課	長	園 部	繁

農業委員会事務局長	高瀬浩文
教育委員会事務局長	廣木仁

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	阿久津雅志
主任書記	町田めぐみ
主任書記	高丸哲史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
 - (1) 令和5年第1回城里町議会定例会提案事項について
(別紙 議会定例会議事日程)
- 5 閉 会

午前10時07分開会

開 会

○議長（阿久津則男君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（阿久津則男君） 本日の全員協議会は、来る3月7日に招集されます令和5年第1回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議をいただくものがあります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

本日の出席状況についてを報告いたします。全員出席であります。

町長挨拶

○議長（阿久津則男君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は令和5年第1回定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ではありますが、令和5年度一般会計、特別会計予算をはじめとする条例改正等承認2件、議案32件、報告22件につきまして担当課長よりご説明申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

協議事項

○議長（阿久津則男君） これより会議に入ります。

会議次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

今回から全員協議会につきましては、発言者は議員、執行部ともに着座のまま行うことになりましたので、よろしくをお願いいたします。

質問のある方は、挙手をし、議席番号を述べた上でご質問ください。

なお、新年度予算に関しましては、自己の所属する委員会所管分の質問はできませんの

で、よろしくお願いをいたします。

それでは、承認第1号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 承認第1号 専決処分第1号 令和4年度城里町一般会計補正予算（第4号）の承認を求めることにつきまして説明いたします。

3ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、高病原性鳥インフルエンザ発生対策事業費により、令和5年1月9日付で専決処分を行ったものです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ516万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ109億6,825万9,000円としたものです。上記の補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものです。

以上が承認第1号 専決処分第1号 令和4年度城里町一般会計補正予算（第4号）の説明ですが、詳細につきましては、5ページから9ページまでの事項別明細書、給与明細書をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより承認第1号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） それでは、この専決処分なんですけれども、まず、中身といたしましては、鳥インフル関係だと思んですけども、この防疫支援施設の復旧工事、場所とどのような内容なのかということをお聞きしたい。

もう一点は、時間外で176万4,000円ということなんですけれども、これは職員さんが出られている時間外の手当、それと管理職の手当ということだと思んですけども、これ、1日当たり出勤すると、幾らなのか。時間給でも結構ですので、教えていただきたいと思えます。

○議長（阿久津則男君） 農政課長富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） ただいまのご質問につきまして、回答いたします。

まず、防疫措置の改修場所についてのご質問でございますが、まず、防疫支援センターといたしまして、桂公民館、あと、桂体育館を支援センターといたしました。特に桂体育館の床がちょっと損傷いたしましたので、その床の張り替え工事と、あと、公民館のガラスがやはり防疫措置中、損傷してしまいましたので、その修繕費、あと、大桂公園グラウンドを防疫措置の作業者の駐車場として対応いたしましたので、その整地を含めた改修費でございます。それを補正予算として計上いたしました。

人件費につきましては、おのおの一般職はちょっと時間給に直しますと100分の125と、あと、夜中勤務などもちょっと多少変わってきてまいりますので、それは今、1日当たりの単価が、時間給がちょっと違ってまいりますので、今は私のほうからお答え、調べてから

またご報告ということでよろしいでしょうか。確認してから。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 時間外等は、人によって違うと思うんですね。ですから、それについては平均的なもので大体これぐらいというのを教えていただければ、それで結構です。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井君。

○総務課長（増井栄一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平均的な時給といえますか、単価に直すと2,000円程度、本当におおむねですが2,000円程度になるかと思えます。

管理職特別手当等につきましては、課長が休日出勤した場合8,000円、課長補佐7,000円というようなこととなります。

〔「2,000円は時給」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（増井栄一君） 2,000円は時給でございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、承認第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 承認第2号 専決処分第2号 令和4年度城里町一般会計補正予算（第5号）の承認を求めることにつきまして説明いたします。

3ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、出産・子育て応援給付金事業費により、令和5年1月31日付で専決処分を行ったものです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ109億7,333万4,000円としたものです。上記の補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものです。

以上が承認第2号 専決処分第2号 令和4年度城里町一般会計補正予算（第5号）の説明ですが、詳細につきましては、5ページから6ページまでの事項別明細書をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより承認第2号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） この専決処分につきましても、これは4年度の新規事業かと思うんですね。それで、妊娠時5万の出生届時に5万ということで計10万。そうしますと、これ、補助金として480万の予定なんですけれども、そうしますと、1年間で48名分とい

うことなんだけれども、これで足りるんですか、これは。

それと、これで足りるのかどうかということと、それと、これはあくまでも現金給付で、商品券とかそういう現金に換わるものでやっているのか、それとも丸々現金なのか、お伺いします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 質問にお答えいたします。

まず、1点目ですけれども、48人で足りるのかというような内容でございました。今現在のところなんですけれども、令和4年4月1日から令和5年1月31日まで、出生されたお子様は全部で43名でした。あと、新しく妊娠をするであろうということで見込みがつき5人ということで10人分、要するに43人で430万プラス10人掛ける5万円なので、50万円、合計で480万円を予算化してございます。実際には、転入転出もございますので、今現在ゼロ歳児のお子さん、1月31日まで対象者として郵送したのが40名、うち約半数につきましては、既に申請書が返ってきておりまして、現在給付の手続を取っているところでございます。

2月以降でございますが、妊娠届が本日現在で、昨日までで5件ほどございました。なので、令和4年度の事業ということで480万円ですり足りる計算になってございます。

次に、現金で給付するのか、商品券なのかというふうなご質問でございました。こちらにつきましては、全て現金で給付するというところで考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第1号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第1号をご覧いただきたいと存じます。

議案第1号 城里町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、新たな審議機関を設置するため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、城里町地域公共交通会議を再編し、城里町地域公共交通活性化協議会を設置するものです。

以上、議案第1号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、議案第1号説明資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第1号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この名称が変更になったということなんですけれども、名称が変更になったことで、何か変わったことがあるんでしょうか。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

法定協議会と公共交通会議の違いというようなことでご説明をさせていただきますと、今までは、道路運送法という法律がありまして、その中で乗合バス、タクシー、旅客自動車事業が協議の対象ということで、町のほうでも平成29年3月に緑色の冊子で、城里町の地域公共交通網形成計画というようなものを作成してまいりました。

今説明しましたように、法律が変わりまして、今度は法定協議会を設置しなさいという法律なんですけど、地域公共交通活性化再生法というような法律の中で計画を立てていきなさいというようなことをございまして、これには、バスやタクシー、そのほかに城里町ではちょっと適用外になりますけれども、鉄道ですとか旅客船、全ての交通に関するものを対象として計画を立てなさいというようなことで、新たに名称を変更しまして、委員、中身等はそれほど変わらないんですけれども、そういうことで法律が変わった関係で、交通全般について計画をつくっていくというようなことをございしますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第2号をご覧いただきたいと存じます。

議案第2号 城里町使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例についてです。原油価格及び物価の高騰により、施設の運営に著しく影響を受けている指定管理施設の経営安定を図るため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、藤井川ダムふれあいの里、うぐいすの里、健康増進施設ホロルの湯の施設使用料を引き上げるものでございます。

以上、議案第2号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、議案第2号説明資料1ページから9ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第2号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ただいま説明いただきましたけれども、この使用料、手数料、これは一番多いのが、ホロルとか、それからふれあいの里が多いかと思うんですね。4月からの値上げということなんですけれども、これはあまりにも急過ぎないかなというふうに思っています。例えば行政組織なんかの見直しだって、1年間置いて来年4月からとかというふうにやりますよね。今回この値上げについては、値上げするのは、例えばいろんなものが上がっている。電気料もしかり燃料代もしかり、それは十二分に私も分かります。そういった中で、せめて昨年の秋口ぐらいからいろんなものが値上げされている中で、こういったものがホロルとかふれあいの里、そういったところで、もしくはほかのいろんな広報等でこういったものが実際に利用者の方に知らしめられているのかというのが、ちょっと私もその辺のところ調査していないんですけれども、これはあまりにも急過ぎないかなというふうに思っておりますけれども、執行部でどうでしょうか。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員ご指摘ありがとうございます。

すみません、実際に料金の値上げの実施につきましては、今おっしゃりましたように、周知期間も必要だということで事務局のほうでは、ホロルの指定管理者とも相談をしまして、実施は5月の連休前からというようなことで、実際には周知期間を2か月ほど置いて実施しようかというふうには考えてございます。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 確かにいろんなもの上がっていて、運営のほうも厳しいというのは分かるんですけれども、お客様あつてのホロルであり、そういった施設なので、ですから、できれば半年ぐらいはせめて前に知らせてほしかったなという気持ちではあります。私の友達なんかも上がるよという、やっぱりほかが上がっているからってどうなんだろうねというようなちょっと渋いようなことも言っていましたので、これが出てきたときやっぱり実際どうなのかなというふうには思いますけれども、見直すつもりはないのかどうか、もう一度伺います。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 実際に先月、12月のときにも、その前にですか、原油高騰ということでホロルのほうにご理解いただきまして、指定管理料の1,000万のアップということでいただきました。これにつきましても、原因につきましても、燃料費、電気料の高騰でございます。それが落ち着くのかな、何とかそのときのままでいくのかなと思っておりますら、また年明けに値段が上がってきたということでも、その時点では、町のほうでもこのままでは補填がなかなか難しいということで料金、若干ですね。平均して大体1割から15%ぐらいのところもあるんですが、その程度上げさせていただいて、何とか持ち出しを少なくしようかなというふうに考えてやっていたもんですから、若干今のお話がありましたように、2か月という周知期間ではちょっと短いのではないかとこの

とはごもっとも承知しているところではございますが、今回も電気料ということで何とか160万円ほど指定管理料のアップということでお願いをしているところでございます。

このまま行けば来年も500万、1,000万というようなことで指定管理料の増額というようなことでお願いせざるを得ないというような状況にございますので、周知期間半年置きますと、そこで五、六百万の電気料の不足というものが生じてくるのかなと。なかなか電気料のほうも落ち着かないという状況がございます。

そういうことで、議員の皆様方にご了解をいただけるのであれば、半年間据え置いて1,000万程度の増額をお認めいただけるのであれば、半年間据え置いて、周知のほうを徹底したいというふうにも担当としては、今考えるところでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

確かにいろんなものが上がって厳しいというのは分かるんですけども、ただ厳しいから、それを町の一般会計からくださいよということではなくて、私たちもこういう企業努力をするので、町のほうでも何とか支援していただけないかとかいうような一般質問でもやりますけれども、そういった企業側の努力というのも見せていただかないと、ただ足りないからその分くださいよでは、町民納得しないですよ。

ですから、そういうところも課長、ちょっと指導していただきながら、やっぱりそれが上がってその補填部分をというのは、やぶさかではないけれども、お互いに努力し合っとういうふうにしていきましようという部分を見せていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） 小林課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 今の話も開発公社のほうともずっと協議をしてきました。この値上げについても大幅な値上げじゃなくて10%程度というところに結論を置いたのは、コロナ前の入場者数に戻す努力をします。そうすれば、経営のほうもいつも赤字じゃなくて、黒字に転じるというような見込みもございましたので、開発公社のほうにも、入場者数、客数の増というので、これはしっかり伝えてございますので、そういうことで、今回の値上げの基準につきましてもコロナ前と比較してのものということで、その辺のところは、今議員がおっしゃられましたように企業のほうも十分入場者数の増、利用者の増ということでやっていくということでございますので、今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

ほか。

10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 今のまち戦課長の説明だと10%から15%の値上げだというんだけど、新旧対照表の1ページの一番最後の段、キャビン4人用ってのが、これ、1万1,000円が1万6,000円に上がっているのは、これ、50%ぐらい上げているんじゃないの。これはどういうことか。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員のご質問にお答えさせていただきます。

キャビン等は、近隣の状況も鑑みまして、平均するとその辺の値段になるんですけども、キャンプ場のほうは、若干値上げの幅が多いものもございます。

○10番（三村孝信君） 違う、だから、1万1,000円が1万6,000円になっている理由は何だと聞いているの。あなたの説明だと、全部10%から15%だから、了解してくれという説明だろう。ところが、これ見たら50%ぐらい上がっているだろう、実際。だから、それはなぜだと言っている。近隣から見てやったと言うんだけど、それじゃ説明にならないだろう。町長でもいい。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 値上げにつきましては、開発公社の現場のほうで一律で事務的に全部20%乗せるとかじゃなくて、開発公社の事務方のほうで値上げの案をつくりました。その値上げ用の案をつくるに当たって、どういうことが考慮されたかということですが、稼働率とか近隣の他施設と見て、非常にふれあいの里が特殊に安く金額が設定され過ぎているものについては、これを機会に適正化すると。逆に、8人用キャビンのように1泊3万円で非常に高く、あまり稼働していないものについては、もともとちょっと割高な値段設定になっちゃっていたので、少なめに値上げをします。

そして、それから、あと、町民で特に常連客さんが使うものについては、値上げを抑制しようということで、会員権の一番常連さんは会員で毎回来る人がいると思うんですが、そういうところに対する会員の1日当たりの入場料については、あまり値上げしないようにしようというような形で、値上げ余力のある割安過ぎるものについては分厚くと、それから、割高になっているものはほどほどにと。そして、町民の常連さんが関わるものについては、なるべく値上げしないようにしようということで、そういった形で値上げをしながらも住民の方に負担がかからないように、あるいは施設全体としての稼働率が急激に上がったり、下がったりしないように配慮をしたところでございます。

開発公社の売上げについては、ゴールデンウィークと夏休みに集中しておりますので、ちょっと周知期間が短いですが、ゴールデンウィーク前に値上げをするしないで数百万単位で収入が変わってきますので、それをしないと、今度逆に指定管理料を増額しないと、なかなかやっていけないところがありますので、特に町外の人がたくさん来て払っていただけるゴールデンウィークとか夏休みですね。適正な料金をいただきたいということで、このような時期で考えておりますので、どうぞご理解のほどをお願いしたいというふうに

思っております。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 町長、座っていていいんだよ。答弁。

それで、分かりました。そういう説明をしてもらえれば、最初から分かるよね。

もう一点なんだけれども、今度は5番、5ページ、新旧対照表なんですけど、グリーン桂うぐいすの里使用料というんだけれども、これ、実際に稼働しているのか。

ちょっとまち戦課長、値段を上げているんだけれども、実際これ、運営して借りている人とか実績上げているんですか、これ。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 今実際にグラウンドのほうは稼働しておりますけれども、バーベキュー場のほうは稼働していないというような状況でございますが、これも消費税が8%のままというような状況もございましたので、その辺のところも消費税10%にして、整理をしたところでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） これは一応新旧対照表には載せているけれども、消費税分ぐらいは上げたということで600円とか180円とかという値上げでしょう。実際には稼働はしていないけれどもということだね。はい、了解しました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 3つ質問があります。

ホロルの湯のフィットネスの使用料は320円ですけれども、これも値上げになるんでしょうか。

それから、サービスの向上ということだと思っておりますけれども、サービスの向上にどのように努めて、利用者に不快な思いをさせないような向上だと思っておりますけれども、サービスの向上とはどのような向上でしょうか。

それから、原油高騰について、以前指定管理料が4,000万から6,000万に上がったことがございます。それで、今回ホロルの湯は、使用料として5,800万になっていますけれども、原油高騰を理由にまた指定管理料が上がるのではないかなとちょっと心配しているんですけれども、その辺のところはどのように考えていますでしょうか、お願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回平均10%から15%の値上げということで、開発公社が自分で稼いでいるお金が3億円程度ありますので、大体今回の値上げより3,000万程度の収支改善ができれば、指定管理料の値上げを抑制できるというふうに考えておまして、今回の値上げによって原油が高騰しても指定管理料が増えないようにするための条例改正であ

るということをご理解いただければというふうに思います。

また、サービスの改善につきましては、従業員ですね、さらに清潔で快適な施設となるように従業員への指示を徹底してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 漏れないですか、漏れは。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、最初の質問で、フィットネスの事業の値上げということでございますが、フィットネスにつきましては、自主事業となっておりまして、開発公社独自の事業でございますので、この場ではお答えちょっとできないんですけれども、確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 自主事業ということなんですけれども、この表の中にフィットネスの使用料が入っていますか。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 今申し上げましたように、フィットネスは開発公社独自の自主事業ですので、町の条例には入ってございません。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） フィットネスの自主事業と言っても、このフィットネスを借りるために年間どのぐらいの金額を要して借りているのか、それはみんな町から出したものではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） フィットネスに関しましては、町ほうからの支出はございません。

○8番（藤咲芙美子君） 出ていないんですか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） はい。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第3号をご覧いただきたいと存じます。

議案第3号 城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

入居希望者がより町営住宅に入居しやすい環境をつくるため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点ですが、所得基準及び住宅使用料を引き下げるものでございます。

以上、議案第3号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、議案第3号説明資料1ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第3号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） これ、次の議案も一緒なんだけれども、これ、値上げするに当たっては、近傍同種の民間の賃貸住宅と均衡を失しないようにということで定めたということなんですけれども、近傍同種の民間の賃貸住宅というのは、近傍というところなんだろうか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ただいまの質問で、議員ご指摘の近傍同種についての直近の住宅ということですが、こちらについてですが、ご存じのとおり、民間の住宅が付近にはございません。町のほうで今回値下げに関する部分に関しては、ここについては、近傍に小勝中郷が公営住宅で別途別条例で持っている住宅がございます。こちらに対する所得基準に対する家賃を参照にしながら、今回値下げの算出根拠といたしまして、町営住宅の建設当初から経過の年数がこちらのほう21年経過しております。そちらを勘案しまして、上位法の住宅法による入居しやすい環境をつくるための考え方として、当初の家賃に対して2分程度の減額を算出したところ、今回の塩子塙団地に関しては、1つ目の階層で2,000円、2つ目の階層で4,000円、3つ目の階層で6,000円の減額としているものでございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ちょっとよく分かんない部分あるんだけれども、そうしますと、近傍同種の民間の賃貸住宅云々ということは関係ないということだよ。ここに理由が書いてあるので、それってどこなのかなと思いつつ、ちょっと質問したんですけれども。だったら、そういう感じのもので入れていただいたほうがよかったのかなと。何かありますか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 今後議員ご指摘のとおり、もう少し分かりやすくご説明するようにいたします。よろしく申し上げます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この金額が値下げにするということは、入居者にとっては、非常によいことだと思うんですけども、減額にした根拠がどうなのかなということと、それから、あと今、答弁が21年経過したからということでお聞きいたしましたけれども、那珂西団地とか米沢団地、南団地、南団地、今改修していますけれども、新築していますけれども、これは、同様に全体的に3階建ての南団地なんかもありますけれども、差別化しないで下げただけであればいいのかなという感じはあります。

それが1点と、あと、手すりとかベランダなどの劣化なんかはどうなんでしょうか。そういうものの修理とかそういうところがされているのかどうか。何で値下げになったのかなというのが、ちょっと今までにない議案条例が改正されているようなんですけども、何かちょっとよく分かりません。そこら辺のところ少し説明していただけますか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ただいまの藤咲議員からのご質問ですが、算定の根拠については、計算方法については、先ほど加藤木議員のほうにご説明したとおりでございますが、なお、南団地、那珂西団地等のほうも同じに考えられないかということがありましたが、そもそも公営住宅各所にありますけれども、今回の第3号、第4号で出している議案の部分については、木造住宅でございます。議員ご指摘の住宅は鉄筋コンクリートのほうになると思うんですが、そもそもの耐用年数が木造と鉄筋コンクリートでは違う部分がございます。こちらの住宅についても状況を見ながら適宜家賃の見直しもしているところでございます。新しい南団地についても利便性、周辺環境、建物に係る事業費等を勘案しながら、現在建て替え入居に伴って、住民の皆様にご説明しているところでございますが、概要としての家賃については、おのおの説明をずっとしているところです。

それと、手すり等の部分とか改修のお話がありましたが、5年ぐらい前ですか、大規模改修をしているところもあります。

なお、局部的な改修については、住宅管理センターのほうに町のほうから委託しているものと、町の担当者の巡回パトロール、また入居者の方々からの通報・相談によって各所早めに修繕に入るように、今までも実施しているところでございます。その点についてはご配慮願いたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

今家賃の説明を各住民の方に説明しているということなんですけれども、どういう形で説明をなさっているのでしょうか。ちょっとその辺がお聞きしたいなと思って。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 今の住み替えに係る家賃については、現在入居されている町民の皆様の世帯環境とか収入環境についてもいろいろございます。個別に相談を受けながら、福祉的な考え方、また身体に関する考え方、またあと、世帯による収入によるものによって、おおむね近い数字ではありますけれども、概算を計算いたしまして、この程度になりますよという説明はしているところです。

また、余談ではございますが、前の議会のほうからも説明してはありますが、今回住み替え移転に関しては、年数をかけたスライドということで急激に家賃が変わらないようにということで配慮しているところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

1番、高橋裕子君。

○1番（高橋裕子君） 値下げのところとか気になったわけじゃないですけども、所得がもともと12万3,000円の方が3万円の家賃だったと思うんですが、今回所得が下がっていると思うんですね。その1万9,000円の差額に当てはまってしまう人がいるのかなというところがちょっと気になったんですが、いなければ別にこう気になる金額じゃないんですけども、所得が下がるのに家賃が取られてしまう人がいると、ちょっとその方が気がなるというだけで。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 所得基準についても先ほどご説明したとおり、所得に関する基準を住宅法に定める部分によって下げております。所得が下がったことで家賃が取られるのではないかとということでございますが、従来公営住民の家賃に関しては、世帯収入を勘案して住宅ごとに計算されておりますので、ここの基準が下がったからということではなく、家賃については、世帯によってちゃんと算出されておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第4号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第4号をご覧いただきたいと存じます。

議案第4号 城里町町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。入居希望者がより町営住宅に入居しやすい環境をつくるため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、住宅使用料を引き下げるものでございます。

以上、議案第4号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、資料1ページ

の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第4号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 徳蔵住宅が値上げしたのは、竣工後18年が経過したということなんですけれども、この18年という耐用年数は、どうなんでしょうか。減額するに値する耐用年数なんでしょうか。何か七会の塩子であれ、徳蔵住宅であれ、これ七会に特化してはいるんですけれども、18年とか20年とか経過したということで、いかにも何か耐用年数がかさんでいますというようなことを言っているんですけれども、町営南団地の木造住宅は50年ぐらいあるんですよね。50年くらい使っている方がいらっしゃるんですけれども、そういうところから見たときにどうなのかなというのがちょっと分からないんですけれども。そこら辺のところ何かもやもやしているんですが、はっきりと答えていただければと思うんですが。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 藤咲議員からのご指摘でございますが、先ほどの21年、今回の条例が18年、年数に関してもやもやするといふのと、南団地においては50年以上たっているのというお話であります。今回議案第3号、第4号において、塩子と徳蔵の住宅の家賃の値下げの議案が出ておりますが、ここについては、国のほうからも空き家対策に関しては、よく考えて実施して、稼働率が上がるようにするよという通達が出ています。その中で町のほうで入居しやすい環境を常に整備していく必要があります。

今回先ほどの塩子、今回の徳蔵に関しては、満室入居にずっとここ何年かなってありません。町のほうでも内覧会を行ったり、いろんなことをして入居促進を図っておりますが、なかなか全入居という形にならないところがあります。そこも踏まえながら、今回家賃の改正を行いまして、入居率の改善につなげたいというのも狙いの一つでございます。

旧南団地、平屋部分に関しては耐用年数を既に過ぎておまして、今回それに伴い、新しい米沢南団地の建設をしながら、住み替えを促進しているところです。この部分の家賃に関しては、もう既に1分、2分、3分の下げ幅の最高ランクの部分既に適用しているところがございます。その辺に関してご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第5号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第5号をご覧いただきたいと存じます。

議案第5号 城里町行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございます。

行政事務及び行政需要変化に鑑みまして、福祉部門と健康増進部門を一緒にするというような所管替えをすることに伴いまして、関係条例について所要の整備を行うものでございます。

主な改正点ですが、課の名称について現在の健康保険課を国保年金課、福祉こども課につきましても、健康増進部門を含めまして、健康福祉課に変更するものでございます。

以上、議案第5号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、議案第5号説明資料1ページから5ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。開始につきましては、令和6年度からになる予定でございます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第5号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） まず、1点お伺いしたいのは、変更の理由、業務の内容がこれ、健康増進に関する事ということで移動されていますけれども、この変更の理由がまず、1点。

それと、私がちょっとどうなんだろうなと思ったのが、例えば行政組織の改革をするときは、1年間据え置いて来年4月からということなんだけれども、ここにこういうふうに出す前に、行財政改革の懇談会というのがあるんですけども、そこに私も入っています。当然、阿久津議長も入っていると思うんですけども、本来こういうところに一度諮問するのが本当なんじゃないかなというふうに私は思っているんですけども、総務課長、どう思いますか。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、変更の理由でございますけれども、児童福祉法等の改正に伴うものですから、家庭総合支援拠点の整備が求められているということで、庁内関係部署の福祉部門と保健師さんがいる健康増進部門、こちらを統合しまして、支援体制の拠点とづくりをしたいということが第一の理由でございます。

2点目の行財政改革の懇談会、こちらの諮問したほうがいいんじゃないかなというようなご質疑につきましては、土曜開庁とか平日の窓口延長等広く町民の利用等に関するものにつきましては、懇談会等で職員目線にならないように広く意見を募って答申をいただいたところでございます。

今回、組織改編については、予算編成とか人事任命のものと同じように、長の専権事項になっておりまして、町長のほうが自治法の規定によって組織を定められるということになっておるものですから、その規定に基づいて独断的にならないように注意しつつ、組織

の改編を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 変更理由については何となく分かりました。

それから、行財政改革の懇談会のほうには必要ないんじゃないかなということなんだと思うんだけど、土曜開庁とかそういった時間延長とか仕事の。そういったものは答申されていますけれども、そういった中で、そういう町民からやったほうがいいとかどうかというのを町民目線という部分で答申するのは、それはいいかと思うんだけど、最終的に懇談会でそういうふうに懇談会でこういうふうに出てきたからこういうふうにしなしたと。それが理由づけになるわけだよね。懇談会が。今回のものは、そういうところには必要ないということなんだかもしれないけれども、そういう行財政改革の懇談会の中でいろんなことを話し合うんだから、少しぐらいはこういうところにもお話があってもいいんじゃないかなと。それは町長の専権事項だから、独断的にやってしまうことはできるということであっても、せつかくそういう組織があるんだっつらば、そういうところにも一言言っていたでもいいんじゃないかなという気はしたんだよね。内容的には分かりました。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと補足させていただきます。

今回の組織改正なんですけど、法令によって令和6年3月までに子ども・子育てに関する相談の一元的窓口を設置しなければならないというのが法令上、設置するように国から来ていまして、ちょっと三村議員の一般質問とも重なってしまうんですが、包括的な相談窓口をつくるに当たって、配置基準として保健師さんとかを何人以上配置しなきゃいけないという専門職の配置義務が法令上、来ていまして、そうすると、今まで城里町では、先ほどの議案にも出ましたが、妊婦さんとか赤ちゃんのところに保健師さんが訪問しに行って、面談をして5万円を払うような事業は、健康保険課で今やっているわけですね。保健師さんが健康保険課に配置されているので、入学するまでは健康保険課が子育ての窓口になっているんですね。ところが、保育所に入るとか小学校に行っちゃうと、今度は健康保険課の保健師さんは、自分の所管じゃなくなって、今度は福祉こども課が相談窓口にならっているわけなんです。そうすると、小っちゃい頃は保健師さんが見ていたのに、大きくなってきたら、保健師さんはもう相談のれなくなって、今度福祉こども課の事務職が相談にのるような体制になっちゃってまして、そういうのを解消するために生まれてから妊婦さんのときから、ある程度義務教育終わるまで窓口を一本化する必要があって、それで保健センターの保健師さんたちの所管が今の福祉こども課長の下に保健センターが入っていくんですが、それに伴って、名前も長くなるので、健康福祉課という名前にして、さらにその下にこども支援包括支援センターとかそういう支援拠点をまた条例が通った後、立

ち上げるような段取りになっております。

どこに包括支援センターを子育て支援の包括相談窓口をどこに立ち上げるかというのを現場の保健師さんの意見とかも聞いていろいろ相談したところ、課としては、福祉課の下に入っているほうがいろんな給付制度との連携がいいので、現在のこども福祉課の下に入るほうが仕事しやすいだろうということで、今回のような組織改正になったというような経緯でございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 町長のお話聞いてよく分かりました。

小さい頃からある程度の年齢までは、やはり同じ課の中でずっとということだと思っただよ。途中から変わらないで。そのほうが効率がいいだろうと。内容もよく分かってということで。よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第6号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議長、関連しますので、議案第6号から第8号まで一気に説明したいと思います。

○議長（阿久津則男君） はい、お願いします。

○総務課長（増井栄一君） それでは、議案第6号 城里町個人情報保護法施行条例の制定について。議案第7号 城里町個人情報保護審査会条例の制定について。議案第8号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、新たな個人情報保護制度へ移行するため、条例の制定ほか関係条例について所要の整備をするものでございます。

こちら関係条例の詳細につきましては、議案第8号説明資料1ページから5ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第6号から第8号までのご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第9号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第9号をご覧いただきたいと存じます。

議案第9号 城里町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

国の自治体DX推進計画に基づき行政サービスに係る住民の利便性の向上及び自治体の業務の効率化を図るため、関係条例について所要の整備を行うものでございます。

以上、議案第9号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、議案第9号説明資料1ページから6ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第9号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第10号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第10号をご覧いただきたいと存じます。

議案第10号 学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係条例について所要の整備を行うものでございます。主な改正点ですが、事業者等に対する安全計画の策定及び自動車運行に係る安全管理を義務化するとともに、親権者の懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を廃止するものでございます。

以上、議案第10号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、説明資料1ページから6ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第10号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第11号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第11号をご覧いただきたいと存じます。

議案第11号 城里町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてでございます。

城里町水道事業において生じた剰余金の処分等を行うため、地方公営企業法第32条の規

定に基づき条例を制定するものでございます。

以上、議案第11号についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第11号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この水道の条例改正なんですけれども、これは民営化か何か視野に入れているんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 水道課長園部 繁君。

○水道課長（園部 繁君） 8番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

今回の条例制定に関して民営化等について考えがあるかということでございますが、特に民営化等について関係するものではございません。また、現在水道事業といたしまして民営化も考えてはございません。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 県内では、北部、中部、それから中央とか南部とかというような形で区切られて、県内で合併するというか、合流するとかというようなことも話しされています。そういう中で、城里町も当然入らなければならないのかなというのを感じてはいるんですけれども、これから20年、30年の経過を見たときに、どこら辺まで方針を持っているのかなというのをちょっと感じています。水道については、絶対合併しないで、町独自で頑張っていたきたいというのは、私は思っていますけれども、お願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 水道課長園部 繁君。

○水道課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員のご質問にお答えいたします。

今現在、昨年茨城県水道ビジョンを策定いたしました。その中では、茨城県といたしましては、2050年頃をめどに広域化茨城県1県1水道を目指したいというような内容の水道ビジョンを策定されております。現在今年度茨城県を主導といたしまして、各県北、県中央、県南、県西等に各ブロックに分かれまして、広域化の研究会というものが設置されて城里町としてもそちらには参加はしております。

現在茨城県も広域化を進めたいということでございまして、今後も来年度も検討会を設置したいというような話が来ておりますので、城里町としては広域化決定ではございませんが、その検討会等には参加をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 藤咲議員、一応これ、剰余金の処分に関する条例でありますので、多少の脱線は認めますけれども。あまりにも違うんでは。

○8番（藤咲芙美子君） 結構です。

○議長（阿久津則男君） いいですか。

○8番（藤咲芙美子君） はい、ありがとうございました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） これ、水道事業の剰余金の処分に関する条例を、これは今まで例えば剰余金が出た場合は、例えば企業債とか借金していた部分に返還するとか、返還するための積立金に置くとか、それからもともとここに書いてありますように、これ、欠損金を埋めると。前年も前年も赤字だったというところに充てるとか、それから、一般的には積立金というもの。こういったものに多分していたのかなと思うんですけども、新たにこの剰余金の処分という条例をつくるのか、もともとあったのか。

それと、この欠損金というのは、これはあくまでも赤字ということだよ。欠損金は。

それと、ここに例えば減災積立金とかいろんな積立金をした場合にその積立金をその目的以外の用途に使用することができるというようなものというのは、これ、ここに入っていますけれども、こういったものを入れた中でこの処分に関する条例というのは何を目的にこれ、あれしているのかなというふうに。これはほかの自治体でもやはりこういった剰余金の処分に関する条例というものはあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。今まであったのかどうか。

○議長（阿久津則男君） 水道課長園部 繁君。

○水道課長（園部 繁君） 加藤木議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点、今までこの条例についてはあったかということで、今まではこの条例は同様のものはございませんでした。

今回条例を上程させていただきました理由といたしましては、今年度下水道事業会計が企業会計に移行いたしました。この移行する際に、下水道課におきましても同様の条例が制定されました。そういった。経緯がありましたので、水道事業会計につきましても同様の手続が望ましいのではないかとということで、今回条例を制定させていただいたところでございます。

また、他市町村につきましても同様の条例を持っているところ、または持っていないところもございます。これは各事業体によってそれぞれという形になっております。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうしますと、例えば剰余金が出て、いろんな積立金をした場合に、ほかの目的で使いたいよというときにこの条例がないと使えないということですよ。勝手には。

○議長（阿久津則男君） 水道課長園部 繁君。

○水道課長（園部 繁君） 未処分の利益剰余金を各積立金に処分するときには、今回の

条例があれば、その条例に基づいて処分をするということをございまして、また条例の中にもありますように、もし減災積立金をほかの目的にもしどうしても欠損金が大きくて賄い切れないというような場合、そちらに使用したいという場合には、もう一度議会の議決を得て、使用することができるということになっております。

○議長（阿久津則男君） ほかにございせんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 剰余金って今、町ではどのくらいになっているんですか。ちょっと予算書なんか見ないとあれかもしんないですけども、具体的に金額だけちょっと教えていただけますか。

○議長（阿久津則男君） 水道課長園部 繁君。

○水道課長（園部 繁君） ただいま藤咲議員のご質問にお答えいたします。

令和3年度決算ベースの数字を報告させていただきます。

剰余金の中には、資本金及び剰余金、または資本剰余金、利益剰余金と3種類ございませう。資本金につきましては6億5,861万65円、剰余金の中での資本剰余金につきましては174万3,410円、利益剰余金につきましては11億9,318万2,520円、このうち未処分利益剰余金、こちらが各年度の純利益等が出た場合に積み上がっていくものになりますが、こちらが11億8,228万705円ということになっております。

また、こちらの金額につきましては、現金と、あと現金を伴わないものも含まれております。現金につきましては7億6,112万4,201円という形になっております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第12号を議題といたします

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第12号 工事請負の締結につきまして説明させていただきます。

城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的といたしまして、令和4年度国補住建第4号、町営南団地建替工事であります。

2、契約の金額は、6,600万円うち消費税額600万円であります。

3、契約の相手方は、東茨城郡城里町増井1351-3常北建設工業株式会社でございます。

4、契約の方法につきましては、一般競争入札において令和5年2月24日に実施いたしました。入札の結果につきましては、議案第12号説明資料のとおりでございます。現在は

仮契約中であり、議会の議決をいただき、本契約となります。

以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第12号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 落札は6,000万ということなんですけれども、これの落札率を見ますと99.85%なんです。この99.85%というのは、ちょっとどうなのかなと思うことと、あと、これ、一般競争入札は何者で行っていますか。

それ2点お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） まず、入札の件数ですが、説明資料の中にあるとおり、2者でございます。

あと、落札率に関してですが、これは各業者が工事のできる金額ということで見積もって競争した結果でございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 一般競争入札で2者ですか。これ、もっと募ることはしなかったんでしょうか。一般競争入札で何か2者というのはちょっと少な過ぎるんだったんではないかなと思うんですけれども。

最近入札の不調とかそういうなものは出ていんでしょうか。何かそこら辺のところはちょっと気になっていまして、たった5万での差で6,000万の落札になっていきますけれども。

お聞きいたします。

入札不調というのは、最近件数はどのぐらいになっていますか。ここ1年ぐらいでも結構なんですけれども。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 不調の件に関して、契約の提案なんですけど、不調に関しては、ないことはない。あります。最近も。これ同時に2件やったんですが、片方は不調でした。

入札の参加者の応募なんですけど、告示の中で、町内に本店があることとか、条件をいろいろつけまして、幅広く募集はかけたんですが、参加希望者、業者のほうで参加希望が2者しかなかったということです。

以上になります。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） そうですね。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第13号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第13号 損害賠償額の決定及び和解について説明いたします。

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて議会の議決を求めるものがあります。

事故発生日は、令和4年11月15日13時10分頃であります。

事故発生場所は、城里町大字錫高野。

相手方は石岡市杉並在住の方でございます。

和解条項については、過失割合を町10%、相手方90%、損害賠償金額10万3,464円、示談成立後は本件に関し一切異議申立て請求を行わないものとしたものです。

事故の原因であります、県道112号阿波山徳蔵線城の内バス停付近において、公用車が徳蔵方面へ走行中に相手方の車両が道路中央に幅寄せ状態になり、警笛を鳴らしたが、双方車両の右側前方が衝突したものです。

以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第13号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） これは、相手方の右側とこちら右側が衝突したということなんですけれども、接触ではないので、衝突ということなので、金額も10%ですから100万ぐらいはかかっているのかな。そうしますと、職員さんのけが等はなかったんですか。ちょっとその辺のところお伺いしたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 損害額については100万を超える金額となっております。

けが等につきましては、なかったという報告が出ております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第14号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第14号 損害賠償額の決定及び和解につきまして説明いたします。

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて議会の議決を求めるもので

あります。

事故発生日は、令和5年1月27日15時30分頃であります。

事故発生場所は、城里町大字古内地内。ホロルの湯敷地内でございます。

相手方は城里町那珂西在住の方でございます。

和解条項については、過失割合、町100%、損害賠償金額10万7,008円でございます。示談成立後は本件に関し一切異議申立て請求を行わないものとしたものです。

事故の原因であります、開発公社職員がホロルの湯玄関口ロータリーにおいて縦列駐車していた車両を発進させる際、前方車両から距離を取ろうと後退したところで相手方停車中の車へ衝突したものです。

以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第14号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 事故の原因なんですけれども、ちょっとイメージがよく湧かないんですね。この原因のこの文章の文言が。これ、縦列駐車をしていた車両を発進させる際というのは、多分1列に並んでいたと思うんですね。多分そうですね。縦列駐車をしていた車両を発進させるということは、前にあって、車が。後ろにもあって、その間に入れたから縦列駐車ということだと思うんだよね。前に1台車があってそこに行ったら、縦列駐車って言わないじゃん。ですから、間が空いていたところに入れたからということ、もともと後ろに車があったということは分かっていたと思うのね。

ですから、その辺のところの書き方が見ていて全然イメージが湧かないので、これ、課長、こういうの出すときって、ちゃんと課長、チェックしていただいて、誰が見てもすぐイメージが湧くような文言にしていただけませんか。前にもあったけれども、ちょっとよく分かんない。分かりづらい。

それと、これ、開発公社の職員さんがこういったバックしたらぶつかっちゃったよということで、これ、町の保険なんですか、これ。開発公社は。そうしますと、前にも事故あったけれども、山桜とか、それから道の駅とか、こういったところも役場の保険に加入されているということなのかな。ちょっとお伺いします。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） すみません、事故概要の説明につきましては、保険報告のそのまま写してしまって申し訳ありませんでした。

もともと縦列駐車、停まっていたところに対して前後に停められてしまったと。発進するときに前にスペースがないので、後ろにバックしたらぶつかってしまったというのが事実でございます。

それと、車の関係ですが、保険については、町の保険を使っております。施設指定管理者に貸出しているものということで、施設の備品として車を扱っておりますので、車自体

も町のもので、保険も町のお金で入っております、開発公社から後で請求して保険代は
いただいております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 山桜の例は。

○財務課長（雨宮忠芳君） ほかですね。そういう貸出車という形であると、保険が町の
ほうに入っているのは、開発公社10台、水道5台、下水道3台というような形になってお
ります。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） これはホロルと開発公社だけじゃなくて、ほかのところもやる
んだったら同じようにやればいいんじゃないかなと思うんだけど、貸出ししている車
って、これ、1つの会社なので、これ、何かに貸出ししているのは載っているんですか。
契約の中に。ちゃんとあるんですね、じゃ。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 開発公社のほうには、備品となっていますので、契約として
貸出ししております。備付けのものとなっております。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） できれば1つの会社だから、自分のところで車を持って行って
自力でやっていただきたいなという気はしますよね。

先ほど課長が言われたように、この事故の原因のこれ、保険請求のときのそのままとい
うことなんですけれども、これ、縦列駐車じゃなくて、もう縦列駐車ってしていないじゃ
ないですか、じゃ。停めたところの前と後ろに着けられたんだから、縦列駐車じゃないで
しょう。

○財務課長（雨宮忠芳君） 縦列駐車状態から発進する際と書けばよかったですと思いますけ
れども。

○6番（加藤木 直君） だから、発進する際、後ろを見ないでバックしたと。後退して
しまったということですよね。単なる。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第15号を議題といたします

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第15号 令和4年度城里町一般会計補正予算（第6号）
について説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,265万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ106億67万9,000円とするものです。

第2条、繰越明許費は地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しして使用することができる経費であります。

第3条は地方債の補正であります。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出補正予算であります。

歳入。

1款町税、4項町たばこ税であります。既定額に218万6,000円を増額するもので、現年課税分の増によるものです。

12款地方交付税、1項地方交付税であります。既定額に1億4,346万2,000円を増額するもので、普通交付税、震災復興特別税の交付見込額の増によるものです。

16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額から202万3,000円を減額するもので、主なものはコロナワクチン接種対策費国庫負担金を増額し、保険基盤安定負担金及び児童手当負担金を減額するものです。2項国庫補助金であります。既定額から1億3,469万6,000円を減額するもので、主なものは子育て世帯臨時特別支援給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の減によるものです。

17款県支出金、1項県負担金であります。既定額から2,431万9,000円を減額するもので、主なものは国庫基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減によるものです。2項県補助金であります。既定額から106万2,000円を減額するもので、主なものは医療福祉費医療費補助金、県単土地改良事業費補助金、地域農業再生協議会補助金の減額によるものです。3項委託金であります。既定額から260万円を減額するもので、参議院議員及び県議会議員選挙委託金の確定により減額するものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額に4億6,281万1,000円を減額するもので、財政調整基金繰入金の減によるものです。

22款諸収入、5項雑入であります。既定額に1,220万8,000円を増額するもので、主なものは医療福祉費高額医療費返納金、後期高齢者健診負担金の減、後期高齢者医療費療養給付費負担金過年度精算金の増によるものです。

23款町債、1項町債であります。既定額に9,700万円を増額するもので、桂地区の過疎地域指定に伴い、過疎対策事業債の増、それに伴い合併特例債事業債及び公共施設等適正管理推進事業債を減額する地方債補正であります。

続きまして、歳出であります。

1款議会費、1項議会費であります。既定額から545万円を減額するもので、主なものは人件費及び旅費等を減額するものです。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額から3,201万4,000円を減額するもの

で、主なものは町民センター光熱水費、減災基金を増額し、人件費及び行政手続オンライン化業務委託費等を減額するものです。2項徴税费であります。既定額から420万円を減額するもので、主なものは人件費及び委託料を減額するものです。3項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から320万円を減額するもので、人件費を減額するものです。4項選挙費であります。既定額から896万7,000円を減額するもので、主なものは人件費、選挙運動負担金等を減額するものです。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額から1億4,241万1,000円を減額するもので、主なものは障害福祉費の扶助費を増額し、社会福祉総務費及び高齢者福祉の繰出金と補助金等を減額するものです。2項児童福祉費であります。既定額から829万3,000円を減額するもので、主なものは国庫補助金返還金を増額し、扶助費を減額するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額から8,166万円を減額するもので、主なものは人件費、予防費、母子衛生及び健康増進事業委託費等を減額するものです。2項清掃費であります。既定額から103万5,000円を減額するもので、主なものは光熱水費を増額し、人件費等を減額するものです。3項上水道費であります。既定額に64万4,000円を増額するもので、水道事業会計補助の確定により増額するものです。4項下水道費であります。既定額から107万4,000円を減額するもので、合併浄化槽設置事業補助の確定により減額するものです。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額から2,566万円を減額するもので、主なものは人件費及び各種負担金、補助金の減によるものです。2項林業費であります。既定額から20万9,000円を減額するもので、森林台帳補正委託料の減によるものです。

6款商工費、1項商工費であります。既定額から653万7,000円を減額するもので、主なものは人件費、商工業振興補助金及び町観光協会補助金の減によるものです。

7款土木費、1項土木管理費であります。既定額から268万5,000円を減額するもので、人件費及び登記委託料の減によるものです。2項道路橋梁費であります。既定額から1,368万9,000円を減額するもので、主なものは道路維持費の委託料及び道路新設改良費の委託料、工事請負費、物件費、移転補償費、橋梁定期点検委託料の減によるものです。3項河川費であります。既定額から22万円を減額するもので、河川愛護会の報償金の減によるものです。4項都市計画費であります。既定額から70万円を減額するもので、職員手当及びブロック塀等安全確保事業補助金の減によるものです。5項住宅費であります。既定額から160万7,000円を減額するもので、子育て世帯支援事業補助金及び冷房設備準備支援補助金を減額するものです。

8款消防費、1項消防費であります。既定額から35万円を減額するもので、主なものは人件費及び需用費の減によるものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額から680万4,000円を減額するもので、主なものは人件費及び通学補助等の減によるものです。2項小学校費であります。既定

額から867万円を減額するもので、主なものは光熱水費を増額し、人件費及び委託料、各種小学校の工事請負等の減によるものです。3項中学校費であります。既定額に33万8,000円を増額するもので、主なものは人件費、委託料及び扶助費を減額し、光熱水費、部活動大会出場補助を増額するものです。4項社会教育費であります。既定額から1,012万1,000円を減額するもので、主なものは公民館光熱水費を増額し、人件費、社会教育総務費補助金、公民館及びコミュニティセンター委託料等の減によるものです。5項保健体育費であります。既定額から808万1,000円を減額するもので、主なものは体育施設設計委託及び工事請負費、給食センター人件費の減によるものです。

5ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費でございます。

2款総務費から7ページ、9款教育費まで26事業4億5,930万4,000円の翌年度に使用できる経費について繰越しをするものです。

8ページをご覧ください。

第3表、地方債補正であります。

変更につきましては、合併特例事業債及び公共施設等適正管理推進事業債の桂地区事業を過疎対策事業債に変更し、公営住宅建設事業債を事業確定等より変更するものです。

以上が議案第15号 令和4年度城里町一般会計補正予算（第6号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては、9ページから36ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第15号に対するご質問を受けいたします。

ございませんか

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） いつものように繰越明許も結構ありますけれども、例年より少ないかなという気もしますけれども、別にこのぐらいあっても驚きはしないけれども、この中でちょっと目についたのが、金額の一番少ない34万7,000円のヤマユリ、町の花ですね。町花の再生事業、これができなかったということで繰越しされているんでしょうけれども、金額云々よりもこれは具体的にどういう事業をやるというその具体というのは、もう既にできていて、できているんだけど、何らかの事情でできないということなのかどうか、せっかく事業化したので、これ、やってほしいんですけども、具体はあるんですか、ちゃんとできて。お伺いします。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） これにつきましては、昨年町の花ということでヤマユリを町内に咲かせたいというようなことで始まった事業でございます。私のほうもちょっと安易に考えた部分はございまして、球根を買って、学校なりほかの施設の土手に植えればそれで済むというようなことで予算化をしたところでございます。

そうした中で、実際に球根を買うに当たって、改めて業者さんのほうに連絡しましたところ、最近ではイノシシの被害とか、あとは物すごくヤマユリというのは、土地を選ぶというようなことで、今現在県内の行方市の山百合の里というところでは、ボランティアさんが60人ほどいて、1万本ぐらいヤマユリを管理しているというようなお話を伺いまして、そちらのほうでちょっと話を聞いて勉強してから球根を買ったほうが、これは間違いのないというようなことを言われまして、今回金額は34万7,000円ということで少ないわけなんですけれども、そちらのほうで再度育成方法というんですか、それをもう一度熟知した上で、間違いなく無駄にならないように球根を買って広げたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。

球根買って、課長食べちゃったのかなと思いましたよ。これ、冗談ですけども。

ちなみに球根って幾らぐらいするんですか。

○議長（阿久津則男君） 小林課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 今手元にちょっとその資料がありませんけれども、1個たしか四、五百円の話だと思ったんですが。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 財源というか、多額の金額が今回繰越明許費になっています。その地方債の補正で合併特例債とかいろいろあると思うんですけども、何でこんなに変更になったのかな、明許費が出たのかなという一つの疑問がありました。事前に財務課のほうから答弁いただいたのが、合併特例債の道路や公共施設等の適正管理推進事業債の事業を過疎対策事業債に財源を変更したため、増減変更として有利な起債としたものということですけれども、要するに桂地区で過疎債が、過疎地域が地域となって指定を受けたので、桂地域の今までの公共施設をしようと思ったときに、今まで計画立てていたものが、過疎債のほうにお金使いたいから、過疎債に変更したということなんだと思うんですね。

財源の変更って、大体財源の変更というのは、これ、変更できるんでしょうか。ちょっと私調べてみました。財源の変更というのは、地方税とか分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当するとしているんですけども、公共施設適正管理推進事業債が事業債の過疎対策債と変更できるのかどうか、ここら辺のところちょっと疑問になりました。具体的にお答えいただければいいと思います。

それから、企業立地奨励交付金なんですけれども、奨励金は、以前も補正で計上された

ことがあります。3年間3分の3、3分の2、3分の1交付できますけれども、同じ企業が毎年増設、設備購入したからといって、会社を大きくするためなんですよ、これは。申請したものを企業の言いなりになって、補正を出していけば、重複して交付することになります。これは出すなどは私は言いません。でも、3回までとか5回までとか、回数を決めることも必要なんではないかなと思って質問をいたします。

それから、ナンバー12番で、中生活動補助事業なんですけれども、これ、補助は十分なんですか。保護者への自己負担はどのようになっていますかということなんですけれども、これはちょっと一つ委員会のほうでもお話しするような形になるのかなと思うんですけれども、活動補助事業についてももし簡単にお話できれば、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 地方債の財源振り分けができるのかということでございますが、今年度過疎債は年度途中から過疎債、桂地区が加わったものですから、もともと桂地区で合併特例債及び公共施設等適正化のほうに入れていたものを過疎債に振り分けることは可能でございます。

過疎債は上限がありますが、城里町に割り当てた分の中であれば使用できるという形になっておりますので、過疎債は100%充当で70%交付税措置ということで有利な形となっておりますので、そちらに切り替えたということでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員ご質問の企業立地奨励金のことにつきまして答弁させていただきます。

これにつきましては、ここにも表示してございますように、備考欄のところで、1年目が3分の3、3分の2と3分の1ということで3年でなくなるというようなものでございまして、既に多くの企業が同じ企業が数回にわたって申請をしているような状況でございまして、これにつきましては、投資をしていただいて、企業が大きくなることによって雇用も増えるというようなことで、3年間という限定でございまして、これにつきましては、企業に対して1回限りとか2回限りというようなものではなくて、やはりこれまで続けてきたものを今後も回数に制限なく、投資したものについては、補助対象になるものは町のほうで3年間というようなことで図っていきたいというふうに考えてございます。

今回補正で出ささせていただきましたのは、事業者さんが事前相談、また申請をちょっと忘れてしまったというようなことでございました。

今後税務課のほうとも、賦課するのは税務課でございますので、税務課のほうとも情報共有をしまして、漏れのないように配慮していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 中学生活動補助事業についてご説明いたします。

こちらにつきましては、おおむね町が負担をしております。車中及び宿泊先での間食等飲食代とか間食ですね。そちらについては自己負担という形でお願いしております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は藤咲議員の質問から入ります。

以上です。

午前 11時58分休憩

午後 0時59分開議

○議長（阿久津則男君） 会議を再開いたします。

なお、猿田議員が中座しております。

ここで、午前中答弁漏れが小林課長のほうからあったということなので、まち戦課長よろしくをお願いします。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません。午前中、使用料、手数料の部分で藤咲議員のほうからフィットネスについては値段が上がるのか、上がらないのかというご質問がありました。

フィットネスの使用料につきましては、今現在1回300円。それが350円ということで15%ほど、半年券が1万2,000円が1万3,800円、同じく年間券が2万4,000円が2万7,600円ということで15%ほど値上げをさせていただきます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） それでは、藤咲議員の質問から入ります。

8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

ということであれば、フィットネスこれは自主事業と先ほど答弁されましたけれども、そのことについては自主事業でもきちんと値上げするという事なんですね。

ああ、そうなんですか。分かりました。

別な形で、1番目の企業立地奨励交付金のことについてなんですけれども、とりあえず答弁、先ほど私の質問に対しての答弁が申請忘れたとか、認識のずれとか誤解があったというようなこと言われて答弁いただきましたけれども、これは今までもこれからもずっと続けて継続してやるということで、延々と企業のために奨励金っていくということですね。交付されるということで、企業にこれだけ付度して、忘れた企業にまで補正をかけて交付

すると、このような企業に熱い思いをかける思いを、私は住民にもかけてほしいなと思うんです。

苦しいすごい思いで今生活もままならないようなそういう住民がたくさんいます。そういう人たちが税金を払っているんです。その税金で企業に優遇するんです。そんなこと考えられないような感じです。どこにお金使うかというようなこともやっぱり言われますけれども、どう考えてもこれはもう少し執行部のほうで、企業立地奨励交付金ということについてしっかりと住民に向けたものなのか、企業だけのものなのか、その住民の税金をどのように使うのかももっとしっかりと考えていただければいいかなと思っています。

以上です。これだけです。以上です。

それで、先ほど12番の中学生の活動補助事業なんですけれども、これは野球とサッカーですか。中学生随分頑張って大会のほうに参加できるということなんですけれども、この野球とかサッカーのユニフォーム、これはやっぱり保護者負担ですか。全額。お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

普段練習のは自前なんですけれども、ユニフォームとしては試合用のものは学校にということだと思えます。試合とその大会に出るときのユニフォームというのは、学校でございませぬ。普段の日頃の練習のときの練習着と言うんでしょか。例えば、野球のユニフォームとかそういうものは個人持ちでやっているということです。

○8番（藤咲芙美子君） そうなんですか。試合のときも個人持ち。

○教育長（高岡秀夫君） いえいえ、試合のときは、ユニフォームは全部学校のものでございませぬ。

○8番（藤咲芙美子君） そうなんですか。分かりました。

かなり負担はかかるでしょうね。

○教育長（高岡秀夫君） ただ、普段の練習はやっぱり個人持ちということで、練習着と言うんでしょか。そういうことになると思えます。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませぬか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第16号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） では、議案第16号 令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億172万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ21億8,713万5,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

4款1項県補助金であります。既定額から6,468万5,000円を減額するものです。保険給付費と交付金の減を見込んでおります。

6款1項他会計繰入金であります。既定額から3,755万2,000円を減額するものです。主に一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金の減を見込んでおります。

8款諸収入、3項雑入であります。既定額に51万円を追加するものです。特定健診負担金の増を見込んでおります。

続きまして、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費であります。既定額から9万7,000円を減額するものです。主に求償事務手数料の減を見込んでおります。

2款保険給付費、1項療養諸費であります。既定額から4,586万2,000円を減額するものです。主に一般被保険者療養給付費の減を見込んでおります。

2款保険給付費、2項高額療養費であります。既定額から1,781万8,000円を減額するものです。実績見込みにより減額するものであります。

2款保険給付費、4項出産育児諸費であります。既定額から127万2,000円を減額するものです。実績見込みにより減額するものであります。

2款保険給付費、5項葬祭諸費であります。既定額から40万円を減額するものであります。実績見込みにより減額するものであります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費であります。財源内訳補正を行っております。

5款保健事業費、1項保健事業費であります。既定額から47万2,000円を減額するものです。主に人間ドックの実績見込みにより減額するものであります。

5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費であります。既定額から477万9,000円を減額するものです。特定健診委託料の減を見込んでおります。

6款基金積立金、1項基金積立金であります。既定額から3,115万3,000円を減額するものであります。国民健康保険支払準備基金の積立金を減額するものであります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金であります。既定額に10万円を追加するものです。過誤納還付金の実績増により追加するものであります。

8款諸支出金、3項繰出金であります。既定額に2万6,000円を追加するものです。診療所分調整交付金の額の確定により追加するものであります。

以上、令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第3号）について、ご説明させていただきました。詳細につきましては、4ページから8ページの補正予算事項別明細書をご覧くださいたく思います。

続きまして、9ページをご覧ください。

令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第3号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,115万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,778万6,000円とするものであります。

第2条であります。地方債の変更は「第2表地方債補正」によるものとしております。10ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款診療収入、1項外来収入であります。既定額から1,045万円を減額するものです。実績による減を見込んでおります。

1款繰入金、2項その他の診療収入であります。既定額に290万円を追加するものであります。主に新型コロナワクチン接種委託料の増を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金であります。既定額から956万3,000円を減額するものです。内訳として実績見込みにより一般会計繰入金を958万9,000円を減額し、国民健康保険事業勘定特別会計繰入金を2万6,000円追加するものです。

5款諸収入、1項雑入であります。既定額に16万3,000円を追加するものです。主に地下撤去管の売却収入の増を見込んでおります。

6款町債、1項町債であります。既定額に580万円を追加するものです。沢山歯科診療所の歯科診療ユニット購入費に過疎対策事業債を充当するものであります。

続きまして、歳出であります。

1款総務費、1項施設管理費であります。既定額から265万円を減額するものです。実績見込みにより人件費の減を見込んでおります。

2款1項医業費であります。既定額から850万円を減額するものです。各種医療機材類、医薬材料費等の購入費の減を見込んでおります。

11ページをご覧ください。

第2表地方債であります。過疎対策事業の限度額を980万円とするものであります。先ほどご説明いたしました沢山歯科診療所の歯科診療ユニット購入費分でございます。

以上、令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第3号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、12ページから19ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいたく存じます。ご審議くださりますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第16号に対するご質問をお受けいたします。

8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 高額給付費が1,000万円減になっています。今回補正予算として、1億172万7,000円の減額をされていますけれども、この事業の確定実績により減額したものであることなんですけれども、この確定実績というのは、何でこんなに、何でと言うか、ちょっと理由をもう少し高額給付費が1,000万円だけではなくて、もっといろいろなものがあるんだと思うんですけれども、もっと理由があるんだと思うんですね。この減額の理由が。ちょっとそのところもう少し詳しく話、説明していただけますでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、事業勘定自体は、ご存じのように保険料の給付費でございます。ですので、実際に町民の方がどれぐらい病院にかかって、どれぐらい医療費がかかるかというのは、1年間見込みで予算化するんですけれども、その間コロナの影響であったり、あと大病する人がたくさんいたり、いなかったりすることで、医療費というものは年間増減してしまいます。今の時期になりまして、結果的にこのように病院にかかる方が少なかったんだというようなことでしかちょっとご説明ができないんですけれども、一応そういうことですのでご理解のほうをお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということであれば、多分これコロナがかかっているの受診とかそういうようなものも換算しての予算だったのかなと。そのために少し少なくなったのかなどうなのか、そこら辺のところがよく分かりません。

しかし、今年度にかける予算としては、この減額をもう少し勘案しながら減額していくとか、そういうようなことは考えていたのでしょうか。そこら辺お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続きお答えいたします。

ご存じのとおりアフターコロナということで、コロナ関係の医療費、また何て言うんですかね。今まで受診控えが控えていたところもありますので、実績に応じてですけれども、ちょっと強めには組もうかなとはいうふうにこれ考えておりますので、いずれにしても、保険に関しましては町民の方がどれだけ病院にかかるか、かからないかで大きく変わってしまいますので、そのところなかなか正確に掴みきるとするのは難しいという状況もございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第17号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 議案第17号 令和4年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ219万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,764万9,000円とするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料であります。既定額から55万8,000円を減額するものです。特別徴収保険料現年度分を2,095万7,000円減額し、普通徴収保険料現年度分を2,039万9,000円追加するものであります。実績見込みによるものであります。

3 款 1 項他会計繰入金であります。既定額から163万9,000円を減額するものであります。保険基盤安定繰入金の減を見込んでおります。

続きまして、歳出であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金であります。既定額から219万7,000円を減額するものです。実績見込みによる減であります。

以上、令和4年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、3 ページから4 ページの補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） これより議案第17号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第18号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第18号 令和4年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条であります。予算総額から歳入歳出それぞれ1億731万5,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ25億2,047万8,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料、1 項介護保険料であります。既定額から5万8,000円を減額するものです。第1号被保険者保険料の収入見込み額を勘案いたしまして、特別徴収保険料254万1,000円、滞納繰越分普通徴収保険料64万7,000円を追加し、普通徴収保険料324万6,000円を減額するものです。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金であります。既定額に1,558万5,000円を追加するものです。介護給付費国庫負担金の交付見込みによるものです。

同じく2 項国庫補助金であります。既定額から4,878万8,000円を減額するものです。主に介護給付費調整交付金等の交付見込みによるものです。

4 款1 項支払基金交付金であります。既定額から7,523万1,000円を減額するものです。主に介護給付費支払基金交付金等の交付見込みによるものです。

5 款県支出金、1 項県負担金であります。既定額に2,197万5,000円を追加するものです。介護給付費県負担金の交付見込みによるものです。

同じく2 項県補助金であります。既定額から63万3,000円を減額するものです。地域支援事業交付金の交付見込みによるものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額から2,113万9,000円を減額するものです。事業の確定見込みによりまして減額するものであります。

同じく3 項介護サービス事業勘定繰入金であります。既定額に97万4,000円を追加するものです。介護サービス事業勘定の収支分を繰り入れるものです。

3 ページをご覧ください。

続きまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額に20万円を追加するものです。人件費を追加するものであります。

同じく3 項介護認定審査会費であります。既定額から163万5,000円を減額するものです。事業費の確定見込みによりまして、人件費、役務費等を減額するものであります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費であります。既定額から1億2,500万円を減額するものです。給付費の確定見込みによる減でございます。

同じく2 項介護予防サービス費諸費であります。既定額から280万円を減額するものです。給付費の確定見込みによる減です。

同じく5 項特定入所者介護サービス等費であります。既定額から2,530万円を減額するものです。給付費の確定見込みによる減でございます。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費であります。既定額から320万円を減額するものです。事業費の確定見込みによる減によるものです。

同じく3 項包括的支援事業・任意事業費であります。既定額から23万6,000円を減額するものです。こちらも事業費の確定見込みによる減でございます。

5 款 1 項基金積立金、既定額から3,105万7,000円を減額するものです。歳入歳出の調整分でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金であります。既定額に8,171万3,000円を追加するものです。令和 3 年度分の国県等介護給付費負担金の実績確定による償還金でございます。詳細につきましては、4 ページから15ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、17ページをご覧ください。

令和 4 年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

第 1 条であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ549万1,000円とするものです。

18ページです。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入であります。既定額から60万円を減額するものです。介護予防サービス計画費の収入見込みによるものです。

続きまして、歳出です。

1 款サービス事業費、1 項介護予防支援事業費であります。既定額から157万4,000円を減額するものです。事業費の確定見込みによる減でございます。

2 款諸支出金、1 項繰出金であります。既定額に97万4,000円を追加するものです。事業確定見込みにより差額分を保険事業勘定へ繰り出すものでございます。

以上、令和 4 年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第 2 号）につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、19ページから20ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。

また、主な事業は予算の概要にございますので、ご覧ください。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） ただいま、猿田議員が戻りました。

これより議案第18号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第19号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長園部繁君。

○水道課長（園部 繁君） 議案第19号 令和 4 年度城里町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条は総則ですので、第2条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第2条、令和4年度城里町水道事業会計予算に定めました収益的収入と支出の予定額を補正するものです。

収入の既定予定額から896万9,000円を減額し、予定額を7億1,275万2,000円とし、支出の既定予定額から1,997万8,000円を減額いたしまして、予定額を7億4,674万3,000円とするものです。

収入につきましては、1款水道事業収益、1項営業収益1,004万1,000円の減額であります。給水収益、その他の営業収益の減によるものです。主なものは水道料金、加入金の減となります。

2項営業外収益107万2,000円の追加であります。他会計補助金、長期前受金戻入の増によるものです。

支出につきましては、1款水道事業費用、1項営業費用1,615万6,000円の減額であります。原水及び浄水費の修繕費委託料、排水及び給水費の委託料、工事請負費、総係費の人件費の減、また工事完了によります固定資産の振替に伴う減価償却費、資産減耗費の増によるものです。

2項営業外費用382万2,000円の減であります。企業債利息の増、消費税及び地方消費税の減によるものです。

2ページをご覧ください。

第3条、当初予算第4条に定めました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,246万8,000円を2億9,321万8,000円に改めまして、資本的支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、収入の既定予定額に変更はなく、支出につきましては1款資本的支出の既定予定額から2,925万円を減額いたしまして、予定額を4億9,006万9,000円とするものです。

内容につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費の減額であります。施設の更新工事に伴う委託料、土地購入費等の減によるものです。

以上、令和4年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）の概要につきましてご説明申し上げます。詳細につきましては、4ページから10ページの補正予算実施計画書、補正予算実施計画明細書、補正予算給与明細書をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第19号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第20号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長所克実君。

○下水道課長（所 克実君） それでは、議案第20号 令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

第1条は総則ですので、第2条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第2条、令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）の第2条に定めました収益的収入及び収益的支出の予定額を補正するものです。収入、支出の既決予定額からそれぞれ5,474万9,000円を減額いたしまして、予定額を11億3,881万7,000円とするものです。

収入につきましては、1款下水道事業収益、1項営業収益の既決予定額に380万円を追加するものです。1目下水道使用料の増によるものです。

同じく2項営業外収益5,854万9,000円の減額であります。国庫補助金及び長期前受金戻入の減によるものです。

支出につきましては、1款下水道事業費用、1項営業費用5,355万6,000円の減額であります。事業費確定等により処理場費の委託料、総係費の人件費及び委託料、流域下水道維持管理負担金、減価償却費並びに資産減耗費をそれぞれ減額するものです。

同じく2項営業外費用57万円の減額であります。企業債利息の減によるものです。

同じく3項特別損失62万3,000円の減額であります。賞与引当金及び法定福利費引当金の減によるものです。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3条、当初予算第4号に定めました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,533万6,000円を3億2,744万9,000円に改めまして、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、1款資本的収入の既決予定額に186万2,000円を追加いたしまして、予定額を5億7,966万6,000円とするものです。内容につきましては、2項補助金163万8,000円の減額であります。事業費確定により国庫補助金を減額するものです。また、3項負担金350万円の増額であります。流域下水道の受益者負担金の増によるものです。

支出につきましては、1款資本的支出の既決予定額から2,602万5,000円を減額いたしまして、予定額を9億711万5,000円とするものです。内容につきましては、1項建設改良費1,632万5,000円の減額であります。事業費確定により管渠整備事業費、管渠改良事業費及び那珂久慈流域下水道建設負担金の減によるものです。

また、2項企業債償還金970万円の減額であります。本年度の償還金確定により減額するものです。

詳細につきましては4ページから15ページの補正予算実施計画、実施計画明細書、給与費明細書、開始貸借対照表をご覧くださいと存じます。

以上、令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明させて

いただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第20号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 議案第21号から議案第26号は新年度予算になります。

さきに申し上げましたとおり新年度予算に関しましては、自己の所属する委員会所管分の質問はできませんので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第21号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第21号 令和5年度城里町一般会計予算について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条、一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億8,500万円とするものです。

第2条、地方債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をお示しするものです。

第3条、一時借入金は、借入れの最高額を5億円とするものです。

第4条、歳出予算の流用は、各項に計上した人件費の予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用をするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1 款町税、1 項町民税 7 億8,293万4,000円ではありますが、個人、法人町民税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2 項固定資産税 9 億7,770万7,000円ではありますが、現年課税分、滞納繰越分及び国有資産等所在市町村交付金の現年課税分を見込んでおります。

3 項軽自動車税8,713万円ではありますが、現年課税分、滞納繰越分、環境性能割現年課税分を見込んでおります。

4 項町たばこ税 1 億2,207万5,000円ではありますが、現年課税分を見込んでおります。

5 項入湯税2,456万4,000円ではありますが、現年課税分を見込んでおります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税3,740万円ではありますが、ガソリンに係る国税の一部で市町村に譲与される額を見込んでおります。

2 項自動車重量譲与税 1 億400万円ではありますが、重量税に係る国税の一部で市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 項森林環境譲与税1,060万円ではありますが、森林整備等に必要な地方財源を確保する

観点から市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金80万円ではありますが、預金などの利子所得に対する交付金を見込んでおります。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金1,160万円ではありますが、上場株式等の配当などに課税される県税の一部で市町村に交付される額を見込んでおります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得交付金760万円ではありますが、株式等の譲渡益に対する県税の一部で市町村に交付される額を見込んでおります。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金2,780万円ではありますが、法人事業税の一部を県が市町村に対し交付する額を見込んでおります。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金3億9,680万円ではありますが、消費税の一部を財源として県から市町村に交付される額を見込んでおります。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金6,450万円ではありますが、県が徴収したゴルフ場利用税の一部で所在市町村に交付する額を見込んでおります。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金1,270万円ではありますが、消費税引き上げに伴う事業平準化のため県が徴収した自動車税環境性能割収入源の一部で、所在市町村に交付される額を見込んでおります。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金81万円ではありますが、七会地区の自衛隊施設爆破訓練場の固定資産税に相当する額を見込んでおります。

11 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金1,010万円ではありますが、国の減税措置に伴う地方税の減収の一部として補填される額を見込んでおります。

12 款地方交付税、1 項地方交付税37億1,600万円ではありますが、標準的な行政を行うために一定の基準により普通交付税35億6,600万円、特別交付税1億5,000万円を見込んでおります。

13 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全特別交付金220万円ではありますが、道路交通法に定める反則金を原資に道路交通安全施設経費への充当財源として交付される額を見込んでおります。

14 款分担金及び負担金、1 項負担金543万3,000円ではありますが、民生費負担金で高齢者福祉費負担金、保育料負担金等を見込んでおります。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料7,959万円ではありますが、主なものは総務使用料の光ファイバー芯線、土木使用料の町営住宅使用料等を見込んでおります。

2 項手数料4,693万1,000円ではありますが、主なものは衛生手数料のごみ処理及び指定袋手数料を見込んでおります。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金6億5,088万8,000円ではありますが、民生費国庫負担金で、主なものは児童福祉費負担金と障害者福祉費負担金を見込んでおります。

2 項国庫補助金 1 億7,050万円ではありますが、主なものは民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金、衛生費国庫補助金の新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金、土木費国庫補助金の道路メンテナンス事業補助及び社会資本整備総合交付金を見込んでおります。

3 項委託金395万2,000円ではありますが、主なものは民生費委託金で基礎年金等事務費交付金等を見込んでおります。

17款県支出金、1 項県負担金 3 億4,521万円ではありますが、主なものは障害者福祉負担金、児童福祉負担金を見込んでおります。

2 項県補助金 2 億336万7,000円ではありますが、主なものは医療福祉費、児童福祉費、農林振興費補助金で、各種補助金等を見込んでおります。

3 項委託金3,315万2,000円ではありますが、主なものは総務費委託金で、個人県民税徴収取扱費等を見込んでおります。

18款財産収入、1 項財産運用収入460万円ではありますが、主なものは不動産貸付収入を見込んでおります。

2 項財産売払収入20万2,000円ではありますが、物品売払収入を見込んでおります。

19款寄附金、1 項寄附金4,005万2,000円ではありますが、主なものはふるさと応援寄附金を見込んでおります。

20款繰入金、1 項特別会計繰入金1,000円ではありますが、科目設定のみであります。

2 項基金繰入金 9 億3,567万6,000円ではありますが、各種事業推進の財源確保のため基金繰入金を見込んでおります。

21款繰越金、1 項繰越金 1 億円を見込んでおります。

22款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料400万2,000円ではありますが、主なものは町税延滞金を見込んでおります。

2 項預金利子 2 万円を見込んでおります。

3 項貸付金元利収入478万円ではありますが、主なものは自治金融融資預託金回収金を見込んでおります。

4 項受託事業収入44万6,000円ではありますが、農業者年金受託事務費を見込んでおります。

5 項雑入 1 億4,617万8,000円ではありますが、主なものは場外車券場交付金、消防団員退職報償金、学校給食費等を見込んでおります。

23款町債、1 項町債10億1,270万円ではありますが、主なものは総務債で合併特例債事業、過疎対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債、消防債で緊急防災減災事業債等を見込んでおります。

続きまして、歳出であります。

1 款議会費、1 項議会費 1 億841万8,000円ではありますが、人件費及び物件費等を見込んで

でおります。

2 款総務費、1 項総務管理費であります。11億7,307万円であり、主なものは人件費、委託料等の物件費、土地貸借料、公共施設整備基金積立金、各種負担金補助金、町民センター指定管理料を見込んでおります。

2 項徴税費 1 億5,445万4,000円であり、主なものは人件費、電算業務委託料等の物件費を見込んでおります。

3 項戸籍住民基本台帳費7,028万7,000円であり、主なものは人件費、システム委託料及び使用料等の物件費を見込んでおります。

4 項選挙費156万6,000円であり、選挙システム使用料等を見込んでおります。

5 項統計調査費99万6,000円であり、統計調査員報酬等を見込んでおります。

6 項監査委員費42万7,000円であり、監査委員報酬等を見込んでおります。

3 款民生費、1 項社会福祉費17億4,155万4,000円であり、主なものは人件費、町社会福祉協議会補助金、国民健康保険及び介護保険特別会計繰出金、扶助費、後期高齢者医療給付費負担金等を見込んでおります。

2 項児童福祉費 8 億9,180万2,000円であり、主なものは人件費、工事請負費、施設型給付費、児童手当等の扶助費、各種補助金等を見込んでおります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 4 億39万6,000円であり、人件費、ワクチン及び予防接種委託料等の物件費、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金等を見込んでおります。

2 項清掃費 3 億7,656万2,000円であり、主なものは人件費、委託料等の物件費、ストックヤード工事請負費等を見込んでおります。

3 項上水道費 1 億3,275万円であり、水道事業会計補助金を見込んでおります。

4 項下水道費497万1,000円であり、主なものは合併処理浄化槽設置補助金等を見込んでおります。

5 款農林水産業費、1 項農業費 5 億8,128万7,000円であり、主なものは人件費、各種負担金補助金、下水道事業会計補助金及び支出金等を見込んでおります。

2 項林業費1,617万2,000円であり、主なものは森林整備委託、森林環境譲与税基金積立金等を見込んでおります。

6 款商工費、1 項商工費 2 億8,450万3,000円であり、主なものは人件費、指定管理料等の物件費、工事請負費等を見込んでおります。

7 款土木費、1 項土木管理費8,636万2,000円であり、主なものは人件費、道路台帳補正委託を見込んでおります。

2 項道路橋梁費 6 億7,055万1,000円であり、主なものは道路維持及び新設改良費の委託料及び工事請負費等を見込んでおります。

3 項河川費 1 億1,302万1,000円であり、河川改修の委託費及び工事請負費等を見込んでおります。

4 項都市計画費 6 億1,069万2,000円ではありますが、主なものは人件費、下水道事業会計補助金及び出資金等を見込んでおります。

5 項住宅費 1 億8,634万9,000円ではありますが、主なものは人件費、町営住宅の修繕委託、公営住宅建設工事費等を見込んでおります。

8 款消防費、1 項消防費 5 億4,400万7,000円ではありますが、主なものは人件費、水戸市への消防事務負担金、消防拠点施設等整備工事等を見込んでおります。

9 款教育費、1 項教育総務費 2 億1,547万6,000円ではありますが、主に人件費等を見込んでおります。

2 項小学校費 2 億4,765万9,000円ではありますが、主なものは人件費、バス運行委託料等の物件費、各小学校工事費等を見込んでおります。

3 項中学校費 9,795万8,000円ではありますが、主なものは人件費、各種委託料等の物件費等を見込んでおります。

4 項社会教育費 4 億7,393万9,000円でございますが、主なものは人件費、コミュニティセンター及び図書館の工事請負費、ふれあいの船事業の補助金等を見込んでおります。

5 項保健体育費 1 億7,416万4,000円ではありますが、主なものは人件費、体育施設維持管理費等の物件費、給食センター材料等を見込んでおります。

10 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費ではありますが、科目設定のみになります。

2 項公共土木施設災害復旧費ではありますが、科目設定のみになります。

11 款公債費、1 項公債費 8 億1,560万1,000円ではありますが、償還金の元金利子と一時借入金の利子を見込んでおります。

12 款予備費、1 項予備費 1,000万円を見込んでおります。

第 2 表、地方債ではありますが、起債の目的、限度額を見込んでお示しするものです。

以上、議案第 21 号 令和 5 年度城里町一般会計予算の説明になりますが、詳細につきましては、9 ページから 120 ページの事項別明細書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第 21 号に対するご質問をお受けいたします。

6 番、加藤木直君。

○6 番（加藤木 直君） まず、農業政策課。小規模水田農家等の応援給付金事業なんですけれども、300万円の予算を 3 万円掛ける 100 件ということで取られていますけれども、まず、これは前回に 4 年度にたしか 5 万円の、水田を作っている農家の方に一律 5 万円と、面積関係なく 5 万円ということで給付したものが、バージョン若干ダウンして小規模水田農家ということでの給付金事業になったんだと思うんですけれども、そうしますと 5 万円のところは、例えば農業申告をされている方の申告書の写しということでやったんだけれ

ども、今回ののは、これ要綱見ますと、ちょっと待ってください。

要綱が、一番最後の報告の中で、報告15号かな。この中に交付の申請及び請求ということで様式第1号から第4号まであって、その中に誓約書とか、それから水田をほかの方に他者に依頼して作っている方はその証明書とか、それから自分で作ってれば、耕作地の届けというようなものを出すような交付要領になっているんですけども、これって例えばこの事業、これだけのハードルを越えて出す方いますかね。

例えば、これを出すことによって農業所得があると、ありますよと、小さくてもね。ありますよということを行っているわけですよ。ということは、にも関わらず農業申告はしなくてもいいのかなということなんだけれども、ただ農業申告をしなくちゃならないというのは、どこにもこれたしか載っていなかったような気がするんだよね。

小さいところも拾ってあげるのはいいいのかなとは思うんだけど、ただ、一般的に補助事業とか、町で幾つかの補助事業いろいろやっていますよね。その中で、滞納のある方は補助金をもらえませんか、これももちろんですよ。それはいいと思います。それで。でも、今回のこれは、農業申告をしなくても領収書とかそういうものだけで補助金もらえるんだと。寄附されるんだというのが、ちょっとその辺が私としては整合性がちょっと取れないなというふうに思っているんですけども、農政課長どのように思われますか。

農政課長富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） ただいまのご質問について回答いたします。

今年度12月の議会におきまして、農業資材高騰対応交付金制度ということをお認めいただきました。5万円のときは所得税の申告をして、かつ農業収入があった方に対しまして5万円を給付させていただいたところでございます。

今年度と言いますか来年度につきましては、農業資材等の物価高に対します新たな支援対策といたしまして、5万円の給付がされなかった小規模の水稲作付農家に対しまして給付金を交付するものでございます。

この要件といたしましては、前回の5万円の給付金なんですけれども、そのときにも補助金というちょっと名目じゃありませんので、税を滞納している方にも交付したという経緯がございますので、今回の3万円の小規模農家に対します支援につきましても、税金の滞納されている方にも広く、今回5万円が給付されなかった方に対しまして広く給付をするということでございまして、今回こういう制度を設けさせていただいたところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 6番、加藤木直君。

○6番（加藤木直君） 多分この給付、交付要綱をこれを見ると、出される方は少ないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それとあと、水田だけに固執して前回もそうですけれども、水田以外でもやっぱり畑作でもいろんなそばを作っている方とかいろいろいますよ。当然、それでも肥料とかいろん

な燃料代はかかっています。ですから、それは当然に水田だけでなく、畑作等にもやるんだっただらば、これをやるというんだっただらば、そこまで範囲を広げてもいいんじゃないかなというふうには思っていますけれども、ただ、この決め事の中では農業申告していなくても十分に領収書だけで済むだというのは、私はいかななものかなというふうには思っております。

次には、また申し訳ないです、農政課ですけれども、放牧場の維持管理事業ということで3か所ございまして、50万円ずつで3か所ということで150万円になっていますけれども、これ具体的に老朽化した放牧場の維持管理を行うという意味で、こういった整備事業に使われるのかお伺いしたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 農政課長富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

放牧場の維持管理内容についてということでございますが、現在3牧場ございまして、その使用牧区の牛が支障になるバラとかシノの撤去、または、管理棟に行く作業道と言いますか、それがちょっと凸凹しているということですので、そういう整地も含んだ上での維持管理業務でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（阿久津則男君） 6番、加藤木直君。

○6番（加藤木 直君） そういったただいま課長が言われたような管理事業だということなんですけれども、今までは一般的には和牛改良組合に、各組合に管理を委託していたと思うんですよね。管理を。そこを各改良組合が借りる代わりに、自分たちである程度進入路の草刈りをしたり、周りのバラ剪とかそういったところの補修をしたりということをしてきたんですけれども、今回は業者を入れてこれはやるのか、それとも、この50万円というものを各改良組合にぶんどって、そこでやってもらうのか。

ただ改良組合では、今非常に加入者が飼養農家が少なく、また、あっても放牧場にうちに入れないので、だから入れる人だけでやってくれとかということで、中には1件、2件しか入れていないようなところも事実上あるんですよ。そういうことが。ですから、こういった形でこの管理事業を整備管理をやるのかというのをちょっとお聞かせいただければよろしいですか。

○議長（阿久津則男君） 農政課長富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

この放牧場の維持管理業務の50万円についてですが、業者委託でございます。その中で、ただいま、さきにもご説明させていただきましたように、シノの撤去、またはそういう枝木等の伐採なども含んでおりますので、業者を入札して決めて、それで業者委託しているところでございます。

直接、この50万円を組合のほうに補助するということではございません。町で発注して業者で委託していただくということになってございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（阿久津則男君） 6番、加藤木直君。

○6番（加藤木 直君） そうすると、町が発注すると。

○農業政策課長（富江一也君） 町が発注します。

○6番（加藤木 直君） でも、管理を依頼されているのは改良組合じゃないの。

○農業政策課長（富江一也君） 実際そうです。改良組合のほうで管理はお願いしてございますが。

○6番（加藤木 直君） そうだね。

○農業政策課長（富江一也君） ただ、その管理以外で成り立たない部分を町のほうで費用負担をして環境整備にも努めていっているということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 6番、加藤木直君。

○6番（加藤木 直君） 放牧場3つありますけれども、放牧場ごとにいろんな状況、管理具合も違うと思うんですよ。私が見る限りでは、あるところは幾つかの牧区があるけれども、ほとんど1牧区しか使っていない。そういうところは、ほかの牧区はもう既に太い木々になって、とても入れられるような入牧できるような状況じゃないというところで、私はそういうところについては、借りているところはもう既に返還したほうがよろしいんじゃないかということで、何回か農政課長にも言ったことあると思うんですよね。

それで、お金をかけるだけじゃなくて、もう使っていないようなところは地権者とお話をして、それで多分契約書の中には、元の状態に戻してということだと思っんですよね。元の状態に戻す。ですから、植林もしないといけないんですよ。そうなると莫大なお金がかかります。

実際、御前山で前借りしていた、あそこは法が久保とかというところありましたけれども、そこも国から借りているところを植林して返したというような事実がありますので、ですから、基本的には元に戻して返すということになってしまうだけけれども、それを今現在の組合長さんたちが、まだまだ元気なうちに地権者とよくお話をさせていただいて、それでもし、地権者の方も元に戻してほしいとは心底は思っていないと思うんだよね。ですから、その辺のところはよく話し合いをさせていただいて、契約書の書き直しとかをして、それで現況で返せるようなそういう方法が取れないのかなというふうには私は常々思っているんですけれども、その辺のところを今後ここにお金をかけるだけじゃなくて、そういったもう既に飼養農家はかなり激減していますので、当時400件、500件あった農家が、今は20件満たないぐらいだと思っんだよね。

ですから、そういったところも前向きに検討させていただいて、借りていて使っていない無駄なお金をやっぱり使用料で払うんじゃないで、やはり今後のことを見据えて、やっぱり契約解除なり何なりといい方向に進めていただければなというふうに思います。

それと、もう1つは、同じ農政課ばかりで申し訳ないんだけど、地域おこし協力隊

事業で農業分野、これもう既に4年、5年ぐらいに、協力隊入れてから5年か6年になるかな。一番1期生から見ると何年になるのかということが1つと、それと、今まで何人の方が農業分野で来られていて、何名の方がこの町に残っておられるのかなと。ちょっと私も掌握できていないんですけども、もし分かればそれ教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（阿久津則男君） 農政課長富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） ご質問にお答えいたします。

まず、今までの地域おこし協力隊農業分野なんですけど、9人ございます。そのうち8人が城里町に定住しております。

最初の1期生が何年目だかと言いますと、当時平成29年ぐらいですかね。なので、1期生は、任期は3年ですので、6年ぐらいたっているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 6番、加藤木直君。

○6番（加藤木 直君） ありがとうございます。

今まで9人来て、8名の方が在町しているということなので、大変率的にはいいのかなと思います。

担当されている職員の方もいろいろ気を遣いながらやっただいていただいているんだろうと思うんですけども、この農業分野での協力隊は、ほかの協力隊よりは率がいいのかなというふうに感じるんですけども、よろしくお願ひします。

それと、21番の森林整備業務なんですけれども、七会町民センターの周辺ということなんだけれども、これはあれですか。418万円予算取られていますけれども、町民センターのホーリーホックが使われているグラウンドがある南側と言うと、こちらから見ると向こうですよ。そうすると、そこはこれ私有地ですか、町有地ですか。

〔「町有地になります」と呼ぶ者あり〕

○6番（加藤木 直君） 町有地。はい、分かりました。結構です。

それと、もう1点なんですけれども、今回の令和5年度一般会計予算の中で、これに人件費なんですけれども、町長専属の運転手を、町長お抱えの運転手を雇用するようなそういった人件費というのは含まれているのかどうか。

これはどこだろう。まち戦。

含まれておりますか。

○議長（阿久津則男君） それは所管内になっちゃうんですよ。

○6番（加藤木 直君） 所管内。じゃ、所管内なので私は質問はしませんけれども、何々はどうだということは言わないけれども、質問はしません。質問はしないけれども、ほかの議員さんいるのですかもしれないので、ただ今回、我々議会もそうですけれども、もっともっとそういった部分で予算の部分で、町長専属の運転手については、議会もそう

だけれどももっと心遣いをすればよかったのかなというふうには思っているんです。

近くにいる総務課、まち戦か分からないけれども、どっちかな。課長さんたちもそういった専属のドライバーをつけるようなことを考えていただきたかったなど。

町長は1年間、365日公人です。しかも、大変な激務に毎日毎日追われているわけでございますよ。この間も公務の帰りに、町長が水戸市内で交差点で事故ったということを聞いて、その後、次の日新聞に出て、あと週刊誌フォーカスかな、何か出ましたよね。それも、町民から私も言われています。議会が悪いんだと、あれは。

私たちも予算面でそういったことに気を配らなかったというのも反省はしていますよ。ですから、今ちょっと言おうかなと思ったんだけど、所管の中なのでちょっとどうなんだという部分は言えないけれども、それで一般の町民の方は、新聞とか記事とかを読んだ中でいろんなことを言われていますけれども、それについては私たちも心外なのは、議会が悪いんだと、あれは。言われているのが、それはそういうところまで細かいところまで気付かなかった我々も悪いのかもしれないけれども、いろんな事業で重箱の隅つつくようなことばかり言っていると。そういうことに気を遣わなかったのが、議会が悪いんだろうということを言っているのかなと。町民は。そう私は感じ取ったんですよ。

ですから、これは質問じゃなくて要望です。あくまでも。ぜひ今回の令和5年度当初予算に上げていただきたいということで、これは質問じゃないので、要望ですから。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 予算についてだと、主要事務事業について質問してもよろしいですか。

○議長（阿久津則男君） 所管外。

○8番（藤咲芙美子君） 所管外で。

○議長（阿久津則男君） はい。

○8番（藤咲芙美子君） いいですか。

○議長（阿久津則男君） はい。

○8番（藤咲芙美子君） 主要事務事業についてお聞きいたします。

番号22番なんですけど、七会の町民センター設備等改修工事があります。これは、教育産業管轄でも114番で町民センター整備工事設計業務、支所公民館機能を有した業務が計上されています。これは、総務民生で上げられた町民センターの設備等改修とそれから教育産業で計上された町民センター整備工事設計業務と同じ業務なのか、別々なのか、これがちょっと分かれば各単位でお願いしたいと思います。

それから37番。令和4年度にも同じ工事内容でバンガロー外壁……

○議長（阿久津則男君） すみません。

主要事業は、このタブレットにまだ入っていないらしいんですよ。

○8番（藤咲芙美子君） ああ、そうなんですか。

○議長（阿久津則男君） 所管でやるので。

○8番（藤咲芙美子君） じゃ、いいです。

〔「これ言われても分かんないから」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 予算書でお願いします。あとは、個人的に所管に行って聞いてください。所管外の質問は。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

じゃ、ちょっと予算書のほうの今説明があったところで質問を変えます。

ページ、3ページの14番分担金ですけれども、負担金が、これは543万円。説明がありましたね。負担金。この負担金については、ちょっと少ない、もう少し負担というか負担を減らすような形で、もう少し多くしてもらえればいいのかと思っています。これは、金額がちょっと少なすぎるのかなという感じがちょっとしました。

あとは、歳出の中で町税費委託が1億5,445万円計上されています。この町税費について、もう少し詳しいことをお聞きいたします。どのような事業なんでしょうか。お聞きします。とりあえず、この2つでお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 543万は、担当は。

〔「14款の高齢者福祉費」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 14款。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 質問いただきました分担金及び負担金の543万3,000円の中の一つ、高齢者福祉費負担金の329万7,000円が長寿応援課所管分となります。

こちらは、養護老人ホームに入所されている方から自己負担分をいただいている分の収入となります。

○議長（阿久津則男君） こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、藤咲議員の質問にお答えいたします。

続きまして、保育料負担金、保育料過年度負担金、また、児童福祉負担金につきましては、福祉こども課所管の負担金になりまして、こちらにつきましては、まず保育料負担金につきましては、ここにもありますように私立保育園、及び公立ななかいこども園に関する保護者の負担金、あと、また一時保育等の保護者負担金を見込んでございます。

続いて、保育料過年度負担金につきましては、過年度の保護者の一応平成28年度までの保護者の過年度負担金を見込んでおります。

最後に、短期入所生活援助費負担金こちらにつきましては、子育て短期支援事業の保護者負担金を見込んでおります。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 答弁終わり。

税務課長佐藤宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

歳入の部門の町税費でございますが、まず、個人町民税から法人町民税入れまして、町民税という枠でくくってございます。こちらの算出につきましては、個人町民税につきましては均等割と所得割の構成になってございまして、原則前年度の納税義務者に対しまして、それを基礎に基づきましてそのまま計上はできませんので、変化率等をこちら考慮しまして、過去5年間の推移とかそういったものを考慮しまして、令和5年度につきましては計上してございます。

固定資産税につきましては、現年課税分と国・県、水戸市からの償却資産、土地また家屋等の固定資産の交付金がございます。そちらが構成になってございます。固定資産税につきましては、土地家屋につきましては、やはり前年度の固定資産税がベースで考えてございまして、そちらにさらに過去少なくとも3年間の徴収率等を勘案しまして算出してございます。

あと、軽自動車税でございますが、こちらにつきましては、現登録してある令和4年度です。登録台数を基本としまして、それに徴収率を掛けたもので計上してございます。

続きまして、町たばこ税につきましては、過年度分の平均値を取りまして、その増減率をこちらで計算しまして算出してございます。

入湯税につきましては、入場者数に対しましての伸び率を掛けまして、それに150円の単価を掛けたもので算出してございます。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。丁寧にありがとうございました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

7番、猿田正純君。

○7番（猿田正純君） すみません。私内容を一個一個この内容ではなくて、予算全てに関わることなのかと思うんですけれども、毎年9月の決算のときはもう決算審査意見書これを見るということ、それから3月の予算のときには、統一的な基準による財務書類を見るのが本当に楽しみにしているんですけれども、今回のこの議会の中で報告に出されているんですけれども、このタブレットの中に統一的な基準による財務書類、これはどこかに私見逃しているのかもしれないんですけれども、入っていたら教えてもらえますか。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） すみません。今回は上げておりません。

6月議会で報告させていただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 7番、猿田正純君。

○7番（猿田正純君） 例えば、毎年というか去年も一応今のこの3月の予算の前に出て

いましたよね。ずっと平成27年から始まって、3年間で国の方では必ずこれを全部やりなさいと。それ以降に町のほうで、この財務書類のほうのここの中にきちんと6月にやるということですけども、例えば、城里町が所有する全ての資産や負債の状況、行政サービスに要したコストが把握、これでできますと。ですから、私本当にこれを見たかったんですよ。

今後は、他団体との比較を行うことで城里町の財政状況の特徴や課題を明らかにし、これは開示をするということですよ。さらなる財政の健全化に努めてまいりますというように去年のホームページにも出されて、これは令和2年度ですけども、今年は令和3年度が出てくるのかなと思ったら、まだ出てこない。

でも、これは何をやるかと言ったら、官公庁の会計というのはもう本当に一般の企業と違って難しいので、現金主義を採用していたり、単年度会計による単式簿記を用いていたりを一般の企業と同じような形の財政にして、この中には貸借対照表とか行政コスト計算書、純資産変動計算書、それから資金収支計算書というようなものをつくって、これは翌年の予算に対してこれを大きな参考になるものじゃないですか。これを何も使いもしないで、ただ予算だけをつくり上げてきたということになるんですか。ちょっとその辺だけ伺います。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 大変申し訳ないんですが、今作業は進めておりますが、ちょっと議会には提出が間に合わなかったのも、出来次第ホームページ等報告させていただきたいと思っております。

○議長（阿久津則男君） 7番、猿田正純君。

○7番（猿田正純君） 一昨年の9月の決算のときも決算審査意見書のちょっといろんな修正とか隠しているんだしたら、あれは改ざんと言いたくなっちゃうんですけども、それが12月にずれて、そのときに意見書は文書で出してくださいと言って、町長はしばらくの間、じゃ出しましょうと言ってくれたのに、去年も出してくれなかった。

今回もこれを出さないということは、何か出せない何かがあったんですか。その辺は素直に財務課長、公表しちゃってもいいんじゃないですか。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） そういう隠蔽というか、そういうことは一切ございませんので、作業的にすみません、間に合いませんでしたので、速やかに出来次第公表させていただきます。

○7番（猿田正純君） すみません、最後にします。

○議長（阿久津則男君） 猿田正純君。

○7番（猿田正純君） じゃ、この財務諸表、国がつくれと言ったのは何のためですか。その辺のところはちゃんと把握はしているはずですよ。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野修君。

○町長（上遠野 修君） いろんな見方あるかと思うんですが、地方、そのもちろん企業会計の財務諸表というのもありますけれども、総務省が各地方自治体の財政健全度を測る指標として、財政健全団体へ指定したりするのに使っている指標は2つでありまして、実質公債費率と将来負担比率、この2つの指標でこの自治体は財政再建団体へ指定するとか、指定しないとか、最終的に一番大事な財政状態を判断する資料はこの2つの指標になっておりまして、その指標は決算委員会に決算のときに、決算を審査していただいて、そこで数値が確定されたものが出ておりますので、そこを財政の動向を見る指標として判断していただければと。それが最も信頼できる指標だと考えておりますので、そのようにご理解いただければというふうに思います。

企業会計の財務諸表のほうは、むしろその補足資料というふうに考えております。

○議長（阿久津則男君） はい。

○7番（猿田正純君） そういう何て言うんですかね。

去年の9月には、もう決算が終わっているわけですよね。認定をして。半年あるのになぜ出せないんですか。これに対して、去年この財務書類をつくるのにどこかに出したわけですよね。申し訳ないけれども、多分丸投げか何かで出して、全部つくってもらったと。それがまだ出せないというのは、どういう意味なんですか。去年幾らかかったのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

〔「暫時休憩したら」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 答弁できますか。

〔「ちょっと時間」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） じゃ、10分間の暫時休憩を取ります。

午後 2時34分休憩

午後 2時47分再開

○議長（阿久津則男君） それでは、会議を再開いたします。

財務課長。

○財務課長（雨宮忠芳君） すみません、お時間いただき、猿田議員の質問にお答えいたします。

委託料につきましては192万5,000円で発注しておりました。それで、3月末までに公表することが望ましいという努力義務になっておりますので、委託期間も3月末になっていきますので、それまでには完成するものと考えております。

その理由ですが、今年度、当初予算が暫定予算だったために、発注が2か月ぐらい遅れていまして、その影響がここに出て、議会の資料までに間に合わなかったということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

猿田議員。

○7番（猿田正純君） 暫定予算だったとかいう話ですけれども、あくまでこれは決算上整理したものが、この財務書類になってくると違うんですか。

だから、これを出すのはそんなに難しいことは、200万円ものお金をかけるんですから、だから、おととしの12月にやった決算審査意見書のときだって、修正をしたということを言っていますけれども、修正をしたらしたで、ほかの市町村は議会に対して報告をしていますよ。それを何にもしないで、そういうことをやっているから、じゃ、改ざんじゃないんですかと、私はあんとき言ったんですけれども、そういう疑いがもう出ているのに、また今回、こういう、なぜ出てこないの、もう半年も前に決算が終わっているのにという。

その辺がちょっと不透明だったので、今、聞いてみました。でも、3月いっぱいが出る、さっき6月議会ですと出ていましてけれども、3月いっぱいが出るんですね。分かりました。じゃ、議長、これで。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第22号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長、飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 議案第22号 令和5年度城里町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

事業勘定予算についてご説明申し上げます。

第1条であります。国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算総額は、歳入歳出それぞれ21億6,510万5,000円とするものです。

第2条は、一時借入金の借入れの限度額を1億円とするものです。

第3条は、歳出予算の流用につきまして、保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を可能とするものです。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1款1項国民健康保険税3億7,310万2,000円ありますが、一般被保険者、退職被保険者の国民健康保険税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料20万1,000円ありますが、督促手数料を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金1,000円ありますが、科目設定のみであります。

4 款県支出金、1 項県補助金16億3,790万1,000円ではありますが、普通交付金、特別交付金、特別調整交付金、県繰入金等を見込んでおります。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 9 万1,000円ではありますが、基金積立金利子を見込んでおります。

6 款繰入金、他会計繰入金 1 億3,464万1,000円ではありますが、一般会計からの保険基盤安定、職員給与費等の繰入金を見込んでおります。

2 項基金繰入金1,000円ではありますが、国保支払準備基金からの繰入れのための科目設定のみであります。

7 款 1 項繰越金1,000万1,000円ではありますが、療養給付費等交付金繰越金、前年度繰越金を見込んでおります。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料502万3,000円ではありますが、一般被保険者及び退職被保険者等延滞金、加算金の収入を見込んでおります。

2 項受託事業収入1,000円ではありますが、科目設定のみでございます。

3 項雑入414万2,000円ではありますが、一般被保険者及び退職被保険者、第三者納付金及び特定健康診査等個人負担金等の収入を見込んでおります。

続きまして、3 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費5,206万5,000円ではありますが、人件費及び電算処理委託料、システム使用料等を見込んでおります。

2 項徴収費611万6,000円ではありますが、国保電算処理委託料、収納システム使用料を見込んでおります。

3 項運営協議会費25万2,000円ではありますが、国保運営協議会委員報酬及び国保運営協議会の負担金等を見込んでおります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費13億1,974万4,000円ではありますが、一般被保険者、退職被保険者等療養給付費及び療養費審査支払手数料を見込んでおります。

2 項高額療養費 2 億283万円ではありますが、一般被保険者、退職被保険者等高額療養費等を見込んでおります。

3 項移送費10万円ではありますが、一般、退職被保険者の移送費を見込んでおります。

4 項出産育児諸費600万3,000円ではありますが、12件分の出産一時金を見込んでおります。

5 項葬祭諸費250万円ではありますが、50件分の葬祭費を見込んでおります。

6 項傷病手当金43万3,000円ではありますが、2 件分の傷病手当を見込んでおります。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分 2 億9,902万4,000円ではありますが、一般被保険者医療給付費分、退職被保険者等医療給付費分を見込んでおります。

2 項後期高齢者支援金等分 1 億3,898万9,000円ではありますが、一般被保険者後期高齢者支援金分と退職被保険者等後期高齢者支援金分を見込んでおります。

3 項介護納付金分4,080万3,000円ではありますが、介護納付金分を見込んでおります。

4 款 1 項共同事業拠出金2,000円ではありますが、国民年金受給権者リストの作成経費等を見込んでおります。

5 款保険事業費、1 項保険事業費528万6,000円ではありますが、疾病予防事業の人間ドック、健康教室等の委託料を見込んでおります。

2 項特定健康診査等事業費3,002万4,000円ではありますが、特定健康診査委託料等の負担金を見込んでおります。

6 款 1 項基金積立金3,583万3,000円ではありますが、国民健康保険支払準備基金利子及び積立金を見込んでおります。

4 ページをご覧ください。

7 款 1 項公債費 7 万5,000円ではありますが、一時借入金の利子を見込んでおります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金269万7,000円ではありますが、一般、退職被保険者等の保険税還付金、還付加算金を見込んでおります。

2 項延滞金1,000円ではありますが、科目設定のみであります。

3 項繰出金1,232万8,000円ではありますが、県から交付されます特別調整交付金の施設勘定への繰出金を見込んでおります。

9 款 1 項予備費ではありますが、1,000万円を計上しております。

以上、城里町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算につきまして説明させていただきました。詳細につきましては、5 ページから27ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、29ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明申し上げます。

第 1 条であります。国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億2,739万6,000円とするものです。

第 2 条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表、地方債によるものとしています。

第 3 条は、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円とするものでございます。

30ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1 款診療収入、1 項外来収入9,899万9,000円ではありますが、医科及び歯科の診療報酬及び一時負担金の現年度、過年度分収入を見込んでおります。

2 項その他の診療収入648万8,000円ではありますが、医科及び歯科の諸検査等収入を見込んでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料14万4,000円ではありますが、医師住宅の使用料を見

込んでおります。

2 項手数料27万円ではありますが、診断書及び介護保険意見書料を見込んでおります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億1,693万1,000円ではありますが、一般会計からの繰入金及び事業勘定より特別調整交付金の繰入れを見込んでおります。

4 款 1 項繰越金150万円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

5 款諸収入、1 項雑入126万4,000円ではありますが、投薬容器及び衛生材料費等の売払い収入を見込んでおります。

6 款町債、1 項町債ではありますが、過疎対策事業債180万円を見込んでおります。

31ページをご覧願います。

続きまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項施設管理費 1 億3,822万3,000円ではありますが、職員の人件費及び施設の維持管理費等を見込んでおります。

2 項研究研修費40万円ではありますが、医師の研究旅費及び研修費負担金等を見込んでおります。

2 款 1 項医薬費6,055万8,000円でございますが、医科、歯科の各種医薬材料費及び各種検査費、歯科技工委託料等を見込んでおります。

3 款 1 項公債費2,721万5,000円ではありますが、元金、利子の償還費等を見込んでおります。

4 款 1 項予備費ではありますが、前年同額の100万円を計上しました。

32ページをご覧願います。

第2表、地方債であります。

七会診療所の内視鏡洗浄機の更新に過疎対策事業債180万円を見込んでおります。

以上、令和5年度城里町国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、33ページから47ページまでの事項別明細書、給与費明細書、地方債現在高見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） これより質問に入るわけですが、質問者は要点をまとめて質問していただき、また、答弁者も簡潔に願いたいと思っております。

それでは、議案第22号に対する質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第23号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長、飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 議案第23号 令和5年度城里町後期高齢者医療特別会計の予算につきましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億6,970万6,000円とするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料1億9,191万8,000円であります。特別徴収、普通徴収の保険料現年度分と滞納繰越分を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、手数料4万3,000円ありますが、督促手数料を見込んでおります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金7,721万円ありますが、一般会計からの国保基盤安定繰入金と事務費繰入金を見込んでおります。

4 款 1 項繰越金1,000円ありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料ありますが、3万2,000円を見込んでおります。

2 項償還金及び還付加算金50万1,000円ありますが、保険料還付加算金収入を見込んでおります。

3 項雑入であります。科目設定のみとしてあります。

3 ページをご覧ください。

続きまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費261万2,000円ありますが、被保険者証の郵送料及び後期高齢者医療システム使用料等を見込んでおります。

2 項徴収費121万2,000円ありますが、納付書郵送料及び保険料算定処理委託料を見込んでおります。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金2億6,535万円ありますが、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金等を見込んでおります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金53万1,000円ありますが、保険料還付金及び保険料返納金を見込んでおります。

2 項繰出金1,000円ありますが、前年度精算金の一般会計の繰出しを見込んでおります。

以上、令和5年度城里町後期高齢者医療特別会計につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、5ページから9ページまでの事項別明細書をご覧くださいと思います。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第23号に対するご質問をお受けいたします。
ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第24号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長、稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第24号 令和5年度城里町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）につきましてご説明申し上げます。

第1条であります。介護保険特別会計（保険事業勘定）の総額は、歳入歳出それぞれ25億4,470万6,000円とするものです。

第2条は、歳入歳出の流用につきまして、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項間の流用を可能とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1款保険料、1項介護保険料4億6,670万3,000円ありますが、第1号被保険者の特別徴収、普通徴収保険料の現年分、滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料3万6,000円ありますが、主に督促手数料収入を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金4億2,814万円ありますが、介護給付費国庫負担金の現年度分、過年度分の収入を見込んでおります。

同じく2項国庫補助金2億1,483万2,000円ありますが、介護給付費調整交付金及び地域支援事業交付金等の収入を見込んでおります。

4款1項支払基金交付金6億6,160万6,000円ありますが、介護給付費及び地域支援事業の支払基金交付金の収入を見込んでおります。

5款県支出金、1項県負担金3億5,577万8,000円ありますが、介護給付費県負担金収入を見込んでおります。

同じく2項県補助金1,234万6,000円ありますが、地域支援事業交付金収入を見込んでおります。

同じく3項財政安定化基金支出金1,000円ありますが、科目設定のみでございます。

6款財産収入、1項財産運用収入1,000円ありますが、介護給付費準備基金利子収入を見込んでおります。

7款繰入金、1項他会計繰入金ありますが、3億9,573万1,000円です。介護給付費に対する町負担分、職員給与費、事務費繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減

繰入金を見込んでおります。

同じく 2 項基金繰入金852万3,000円ではありますが、介護給付費準備基金からの繰入金を見込んでおります。

同じく 3 項介護サービス事業勘定繰入金2,000円ではありますが、介護サービス事業勘定からの繰入金を見込んでおります。

8 款 1 項繰越金100万円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料3,000円ではありますが、第 1 号被保険者からの延滞金、加算金の収入を見込んでおります。

同じく 2 項雑入4,000円ではありますが、返納金などの収入を見込んでおります。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費3,733万5,000円ではありますが、人件費、事務処理システム委託料、使用料を見込んでおります。

同じく 2 項徴収費263万1,000円ではありますが、介護保険料納付書送料やシステム委託料を見込んでおります。

同じく 3 項介護認定審査会費1,211万1,000円ではありますが、認定審査会委員報酬、認定調査に伴う諸費用を見込んでおります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費21億5,482万8,000円ではありますが、介護保険サービスを利用した要介護 1 から 5 の被保険者に対し、保険給付費として支出する費用を見込んでおります。

同じく 2 項介護予防サービス等諸費5,581万2,000円ではありますが、介護予防サービスを利用した要支援 1 と 2 の被保険者に対し、保険給付費として支出する費用を見込んでおります。

同じく 3 項高額介護サービス等費6,273万6,000円ではありますが、在宅や施設で介護サービスを利用した合計額が限度額を超えた場合に支給する費用を見込んでおります。

同じく 4 項高額医療合算介護サービス等費628万円ではありますが、介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合に支給する費用を見込んでおります。

同じく 5 項特定入所者介護サービス等費 1 億3,078万8,000円ではありますが、介護保険施設に入所した場合に、所得の少ない方の負担が重くならないよう限度額が設けられており、利用者負担額から負担限度額を差し引いた額を支給する費用を見込んでおります。

同じく 6 項その他の諸費160万8,000円ではありますが、介護給付費審査支払手数料を見込んでおります。

3 款地域支援事業、1 項介護予防生活支援サービス事業費3,307万円ではありますが、高齢者が要介護、要支援状態になることを予防する事業の費用を見込んでおります。

同じく 2 項一般介護予防事業費520万5,000円ではありますが、介護予防事業の委託料等を

見込んでおります。

同じく3項包括的支援事業及び任意事業費3,923万6,000円ではありますが、主に、町地域包括支援センター人件費などの運営費用等を見込んでおります。

同じく4項その他諸費6万1,000円ではありますが、地域支援事業費の審査支払手数料を見込んでおります。

4款1項財政安定化基金拠出金1,000円ではありますが、科目設定のみになります。

5款1項基金積立金1,000円ではありますが、基金利子及び積立金を見込んでおります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金200万2,000円ではありますが、主なものは過誤納還付金と償還金を見込んでおります。

5ページをご覧ください。

同じく2項延滞金1,000円ではありますが、科目設定のみになります。

7款1項予備費ですが、100万円を見込んでおります。

以上、城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、7ページから27ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、29ページ、令和5年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましてご説明申し上げます。

第1条であります。城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ510万5,000円とするものです。

30ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入、1款サービス収入、1項予防給付費収入510万4,000円ではありますが、介護保険の要支援1、2の認定を受けた利用者の介護予防サービス計画費の収入を見込んでおります。

2款1項繰越金1,000円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

続いて、歳出です。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費510万3,000円ではありますが、会計年度任用職員の人件費及び介護予防支援業務委託料を見込んでおります。

2款諸支出金、1項繰出金2,000円ではありますが、保険事業勘定への繰出金を見込んでおります。

以上、令和5年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、31ページから34ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第24号に対するご質問をお受けいたします。

11番、関誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） いいですか、お先すみません。

介護保険特別会計予算で、6番の諸支出金、第1号被保険者還付加算金の中で、過誤納付金という備考欄ありますけれども、この過誤納付金について、他年度でかなりの件数が返還されていなかったという実態を私はちょっと調べたんですけれども、あと、過誤納付金、前年度で、何件ぐらい残っているのか教えていただきたいと思います。

正確な数字じゃなくていいです。大体このぐらい残っていると。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 概数でよろしいですよ。

○11番（関 誠一郎君） 大枠でいいからね。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 少々お待ちください。お待たせしました。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長、稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 令和4年度の当初、9月に補正させていただいた時点では、金額的には221万円程度補正させていただきまして、現在、令和3年度分の還付としては182万5,000円を還付済みでございます。残り42万5,000円残っているんですが、人数的には21人分、こちらの方はお手紙を出しても返事がなかったり、宛先不明で戻ってきたりとかして、ちょっと還付先の口座とかが分からない方でありまして、今後もまた調査を進めていく予定でございます。

○議長（阿久津則男君） 11番、関誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） これは、やっぱり事務の怠慢で、2年、3年分過誤納付金、還付金をやっていなかったということを重大な職員の怠慢で発生したことで、私も何度かどうなっているんだということで、お話を聞きにお伺いしたことがあります。いずれにしても、亡くなった方、あとは転出とかありますけれども、なかなか所在をつかめるのは大変かもしれませんけれども、職員一丸となって、これをゼロにして、ゼロを目標にして頑張りたいと思います。

結構です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 低所得者の中で、利用料金が払えなくて、施設入居ができなくてサービスが受けられなくなるような、そういう方は今、いらっしゃるのでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長、稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 低所得者で、利用料金が払えなくてというのは、なかなか把握しづらいところもあるんですけれども、長寿応援課に相談があった方、やはり収入が少なくてどうしたらいいだろうとか、あと、介護サービスを受けたいんですけれども、何かありますかというような形で、何らかの相談があった方に対しては、介護サービスが受けられるように支援を行っております。

ちょっと相談がない方に関してはなかなか見つけにくいものですから、でも何か情報が得られたらすぐ動くようにしております。

○議長（阿久津則男君） 8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 年間どのぐらいの方がいらっしゃいますか。おおむねで結構です。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長、稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） すみません、新規の方に関しては、ちょっと件数が今現在、ちょっと手持ち資料でありませんで申し訳ありません。

ただ、令和4年度の介護の認定調査とかに行きました件数は、今現在、1,050件ほど、コロナで延長の方も中に含まれての総額で1,050件、更新とか新規とかでなっております。

○議長（阿久津則男君） 8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） その認定調査をした人が1,050件、それとも認定調査の中でそういう相談を受けた方が1,050件ですか。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長、稲川課長。

○長寿応援課長（稲川弘美君） すみません、ちょっと説明不足で。

令和4年度になりまして、介護の申請をされた方、新規の方と、あと更新の方、あと区分変更の方とか含めまして全部で1,050件来ております。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました、ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第25号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長、園部繁君。

○水道課長（園部 繁君） 議案第25号 令和5年度城里町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条は総則ですので、第2条、業務の予定量よりご説明いたします。

（1）当該年度給水戸数7,631戸、（2）年間総配水量239万2,364立方メートル、（3）1日平均配水量6,554立方メートル、（4）主要な建設改良事業、水道施設更新事業2億6,975万8,000円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

収入につきましては、1款水道事業収益6億7,023万5,000円、1項営業収益4億7,299万1,000円ですが、給水収益、受託工事収益、その他営業収益を見込んでおります。

2項営業外収益1億9,714万4,000円ですが、一般会計補助金、長期前受金戻入等

を見込んでおります。

3 項特別利益10万円ではありますが、水道料金の過年度分調定増分等を見込んでおります。支出につきましては、1 款水道事業費用 6 億7,023万5,000円、1 項営業費用 6 億1,998万3,000円ではありますが、水道施設の維持管理費、受託工事費、総係費、減価償却費を見込んでおります。

2 項営業外費用4,815万2,000円ではありますが、企業債利息及び消費税納付金等を見込んでおります。

3 項特別損失10万円につきましては、水道料金の過年度分調定減分を見込んでおります。

4 項予備費につきましては、200万円を計上いたしております。

2 ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3 億6,409万1,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしております。

収入につきましては、1 款資本的収入 2 億374万9,000円、1 項企業債 1 億8,300万円ではありますが、水道事業債を見込んでおります。

2 項補助金1,424万9,000円ではありますが、一般会計補助金を見込んでおります。

3 項負担金650万円ではありますが、消火栓設置維持負担金を見込んでおります。

支出につきましては、1 款資本的支出 5 億6,784万円、1 項建設改良費 3 億2,747万2,000円ではありますが、主に、水道建設企業費、老朽管更新事業などを見込んでおります。

2 項企業債償還金 2 億4,036万8,000円ではありますが、企業債元金償還金を計上しております。

第5条につきましては、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものです。水道建設改良事業の限度額は 1 億8,300万円とするものです。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を 1 億円とするものです。

3 ページをご覧ください。

第7条につきましては、各項の経費の金額を流用することのできる場合を、1 項営業費を 2 項営業外費用とするものです。

第8条、経費の流用につきましては、職員給与費5,416万4,000円をそれ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の金額をその金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならないものとするものです。

第9条につきましては、一般会計からの補助金を受ける金額は 1 億3,275万円ではありますが、3 条予算の補助金 1 億1,850万1,000円は企業債利息償還金及び総係費に充て、4 条予算の補助金1,424万9,000円は企業債元金償還金に充てるものです。

第10条につきましては、たな卸資産の購入限度額659万9,000円とするものです。

以上、令和5年度城里町水道事業会計予算の概要を説明させていただきました。詳細につきましては、5ページから10ページの予算実施計画、予算実施計画明細書、11ページから28ページの予算予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、令和4年度予定損益計画書、予定貸借対照表、令和5年度予算貸借対照表、公営企業債に関する調書、予算に関する注記等をご覧いただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第25号に対するご質問をお受けいたします。ごさいませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第26号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長、所克実君。

○下水道課長（所 克実君） それでは、議案第26号 令和5年度城里町下水道事業会計につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧願います。

第1条は総則で、第2条、業務の予定量よりご説明いたします。

業務の予定量につきましては、（1）水洗化人口1万2,333人、（2）下水管敷設延長1.2キロメートル、（3）年間有収水量113万5,000立方メートル、（4）主な建設改良事業、下水道整備事業2億5,031万円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

収入につきましては、1款下水道事業収益10億3,950万円、1項営業収益1億7,873万3,000円ありますが、下水道使用料、その他の営業収益を見込んでおります。

同じく2項営業外収益8億6,067万7,000円ありますが、一般会計補助金、長期前受金戻入等を見込んでおります。

支出につきましては、1款下水道事業費用10億3,950万円、1項営業費用9億1,841万1,000円ありますが、下水道施設の維持管理費、総係費、那珂久慈流域下水道維持管理負担金、減価償却費などを見込んでおります。

同じく2項営業外費用1億1,293万9,000円ありますが、企業債利息及び消費税納付金等を見込んでおります。

同じく3項特別損失15万円ありますが、下水道料金の過年度損益修正損を見込んでおります。

同じく4項予備費につきましては800万円を計上いたしております。

続きまして、2ページをご覧願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,435万6,000円は、当年度分

消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

収入につきまして、1款資本的収入5億5,683万9,000円、1項企業債1億3,090万円がありますが、下水道事業債を見込んでおります。

同じく2項補助金9,593万円がありますが、国の公共下水道事業費補助金を見込んでおります。

3項負担金956万2,000円がありますが、公共下水道事業の受益者負担金を見込んでおります。

4項分担金34万円がありますが、農業集落排水の事業の受益者分担金を見込んでおります。

5項出資金3億2,010万7,000円がありますが、一般会計出資金を見込んでおります。

支出につきまして、1款資本的支出8億5,119万5,000円、1項建設改良費3億842万6,000円がありますが、主に管渠整備事業費、管渠改良事業費、処理場改良事業費、流域下水道建設負担金などを見込んでおります。

2項企業債償還金5億4,276万9,000円がありますが、企業債償還金元金を計上しております。

第5条につきましては、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものです。公共下水道事業の限度額を1億3,090万円とするものです。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を4億円とするものです。

次に、3ページをご覧ください。

第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合を、1項営業費用、2項営業外費用、3項特別損失とするものです。

第8条の経費の流用につきましては、職員給与費6,955万6,000円をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならないとするものです。

第9条につきましては、一般会計から補助を受ける金額は5億402万5,000円であります。

以上、令和5年度城里町下水道事業会計予算の概要をご説明させていただきました。詳細につきましては、5ページから28ページの予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、令和5年度予定損益計算書、予定貸借対照表、公営企業に関する調書、予算に関する注記等をご覧くださいと存じます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第26号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第27号から第29号までを一括で行います。

執行部より一括説明を求めます。

教育委員会局長、廣木仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 議案第27号、議案第28号、議案第29号につきましては、教育委員会関連案件ですので、一括してご説明させていただきます。

初めに、議案第27号 城里町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてありますが、令和5年3月31日付で高岡秀夫教育長が辞任するに当たり、城里町大字石塚2032番地の2、添田智さんを教育長に選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

続きまして、議案第28号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてありますが、令和5年3月31日付で川又将教育委員が任期満了となることに伴い、城里町大字石塚1466番地の6、粕谷真一さんを教育委員に選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

続きまして、議案第29号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてありますが、令和5年3月31日付で岡田誠教育委員が辞職するに当たり、城里町大字阿波山968番地の1、平塚真一さん教育委員に選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

3方におかれましては、性格は温厚にして、人望も厚く、人格、識見とも最適任者であり、本町教育行政の発展に尽力されるものと確信しまして、同意を求めるものです。

以上、3議案についてご説明させていただきました。ご審議のほうをよろしく願います。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第27号から第29号までのご質問をお受けいたします。

11番、関誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 教育委員の同意なんですけれども、今、3番目に名前が上がりました平塚さんなんですけれども、私のすぐ近くに自宅というか、実家があるんですけども、今、平塚さんってこの城里に住んでいますか。

○議長（阿久津則男君） 局長、廣木仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 平塚真一さんは自宅でお住まいになっております。

○11番（関 誠一郎君） そうですか、分かりました、結構です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

14番、小坪孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常に、教育長、任期途中で退任するというのは、本当に私は残念だと思う。できれば7月任期いっぱいまでやっていただくのが教育の一環だと思うんですよ。前の教育長は、小林さんの場合は、何ぼつらくても最後までやりましたよ。教育長、本当に残念だなと思います。

ご苦労さまでした。

気が変わって続けるなら取り下げてもらって。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 続いて、議案第30号から32号までを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

こども課長、山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、議案第30号から議案第32号までを一括説明をさせていただきます。

まず、議案第30号 人権擁護委員の推薦についてであります。任期満了に伴い、城里町大字上青山153番地、久保田殿司さん。

続きまして、議案第31号、城里町大字増井1465番地の1、松崎忍さん。

続きまして、城里町大字那珂西1874番地、小山まり子さんの3名を、法務大臣に対し委員候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

3名の方々は、これまでの人権擁護員としての活動が誠実かつ顕著でありまして、今後の活動につきましても意欲があることを確認しておりますので、再任の候補者として推薦するものであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第30号から第32号までの一括質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 発議第1号から請願第1号の4件については本会議に上程される予定でございます。

続いて、定例会に上程されます報告についてであります。時間の関係上、この後電子採決の練習もしなければなりませんので、質問から入ります。

報告第1号から22号まで、一括で質問をお受けいたします。

何とぞご協力のほどお願いいたします。

前もってタブレットのほうに送っていたしましたので、各議員見てはいると思いますが、ありませんか。

11番、関誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 報告第22号、道の駅についてであります。私も本当に勉強不足で申し訳なかったなと思うんですけども、今、基本設計というか、実施設計をやっている最中でありながら、土地の用地の買収もまだできていないのにどうして入るんだということを担当課長に申し上げたんですけども、税制対策のためだということをおわれ

て、ちょっと納得しなかったんですけども、少し勉強しました。

その税制対策という文言の中で、皆さんも分からないと思うんですよ。どうしてこの土地を買収するところに対して税制の処置の事務手続をしているんだということを、丁寧に説明していただきたいなと、お願いします。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長、小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 私の説明で足りるかどうか分かりませんが、ご質問いただきました。

公共事業の場合に、道路等ですと特別そういう措置は必然的にあるんですけども、今回の場合は、新たに土地を買って道の駅というものを建てるという中で、5,000万円まで税の優遇措置がございます。

それは税務署のほうに、図面ができて、協議をして、事業認定ということで事業認定をいただきまして、認定をいただいてから1年間の間に土地等を購入した場合に、5,000万円までの税の優遇措置が受けられるというような内容の事業となつてございますので、どうしても設計ができて、ある程度固まってからの申請になりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 11番、関誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 私が勉強したのは、5,000万以上優遇措置、それは公共的な立場で買収する場合はそうだとすることは分かるんですけども、結局、土地を買収するに当たり5,000万なんか当然しないですよ、土地の価格って。

仮に町にその土地を売ったという場合には、300万だろうが600万だろうが、その税務署の認定を受けていければ、その地主さんは所得税の結局、対象として外れると、要するに所得税はかかりませんよということですよ、課長。

その辺、皆さん、5,000万と今言うと、あの土地本当に5,000万するのかという話になりますので、あくまでも所得に関する税金は免除されますよということで、今、事務手続をしているということですよ。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） はい、そのとおりでございます。

○11番（関 誠一郎君） 私が全部説明しました。

以上で。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番、藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 報告第1号についてです。

自治振興交付金交付要綱の一部改正なんですけれども、これは、交付金の改正だと思うんですけども、その自治会に入っていない高齢者や町の情報が届かない高齢者についてはどのように考えていますでしょうか、お聞きいたします。

それから、報告第5号、合併浄化槽の設置事業費補助金要綱の一部改正なんですけれど

も、合併処理の高度処理型浄化槽 5 人槽が38万4,000円です。から36万に減額しています。これが何で減額したのでしょうか。

あとは、報告第15号、小規模水田農家等の応援給付金交付要綱です。交付額が3万円、1回限りで、令和6年3月31日までということですが、農家さんへの周知はどのようにされるのでしょうか。

この3点についてお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 総務課長、増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） ただいまの質問の報告1に関してお答えいたします。

この自治振興交付金の今回の改正でございますけれども、自治会の円滑な運営のため、また、構成世帯相互の親睦を含めた活動全般に関する活用を目的に交付改正をするものでございます。

自治会に入っていない方とか、高齢者の町の情報が届かない方についてはというようなご質問でございました。そういった自治会の円滑な運営を目的とするものですから、入っていない方についての交付は考えておりません。

町の情報が届かないという部分につきましては、今後、広報紙等、デジタル化で、町のホームページ、県のイーブックスなどで閲覧はできるのですが、なかなか高齢者の方は扱いが難しい場合もございますので、今後はポスティングなり、配食サービスなどの安否確認に合わせた情報提供などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 下水道課長、所克実君。

○下水道課長（所 克実君） 報告第5号についてのご質問についてご説明申し上げます。

合併処理浄化槽の補助金につきましては、国の要綱改正に伴い、茨城県のほうも見直しが行われました。それと併せまして同様に、町の要綱のほうも改正をするものでございます。

減額となった理由につきましては、毎年、国のほうで、市場価格の調査を行ってございまして、高度処理浄化槽の設置費用が下落したことに伴いまして、補助額も減額されたものであるということでございます。

○議長（阿久津則男君） 農政課長、富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） 報告第15号、水田農家応援給付金のこの制度の周知方法についてというご質問でございますが、令和5年4月1日、広報しろさとに掲載予定で周知していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） 8番、藤咲芙美子君。

一応、質問2回までとさせていただきます。

○8番（藤咲芙美子君） 2回までね、はい、分かりました。

第1号についてなんですけれども、配食サービスなどを利用してということなんですけ

れども、これは、配食サービスで、広報も入っていない方、配食サービスも受けていない方、そういうことのないように、ぜひ、全町民、高齢者の人たち、広報が届かないような人たちというのは、ないように、そのための自治振興交付金だと思いますので、ぜひ、1人も漏れなく行き届くようお願いをしたいなと思っています。

それから、報告第5号は分かりました。国の要綱が変更したことということでということなので、了解しました。

それから、第15号今、やっぱり広報でもお知らせしますということだったんですけども、これ、小規模水田農家なんですね。交付額が3万ということなんですけれども、1回限りと言わずに、もしそういう申し受けがあるのであれば2回ぐらいやってもいいのかなと。農家さん、本当に今、収入がなくて困っていたりとかしていますので、少し、見てあげられる分で広げていただければいいのかなと思っています。

広報が届かないような人たちに対してはどのようにお考えでしょうか。

ここだけで、2回目で終わりますので、お答えください。

○議長（阿久津則男君） 総務課長、増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 2回目といいますか、ご質問の答弁でございますけれども、官公庁をはじめ、町内の各事業所や店舗等、55の事業所等に広報紙は備え付けているところなんですけど、なかなかそういうところにも取りに行けないというような方に関しましては、今後、研究する必要はあるんですが、個別配布というような体制を取っているところもあると思いますので、そういった事例研究しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 農政課長、富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） 2回目のご質問についてお答えいたします。

広報について、周知が届かないところにどのような周知をされますかという周知方法なんですけど、そうですね、防災無線とか、そういうのでも広く呼びかけて申請のほうを1件でも多くしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（藤咲芙美子君） よろしく願いします。

ありがとうございました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

14番、小坪孝君。

○14番（小坪 孝君） ちょっと提言したいんですけども、先ほどの物産センターのかつらの土地の件で5,000万なんていう話を、聞こえたんですけども、非常に残念だなと思うんですよ。南団地が1反歩で1,500万、ホロルの湯が600万と500万と買っている。そういう形で、中学校の下の田んぼが1,000万、今度はかつらのほうに買う田んぼが1反歩で200万、なんでそんなに格差なんですか。南団地だって宅地ですよ、買ったのは。

そういうでこぼこしたやり方、町長、土地評価士に頼んで今までは全部やったでしょ、

人の土地も城北病院の跡地とか、パチンコ屋さんの跡地とか、そういう土地の評価で買うんならいいけれども、非常に残念だと思う、買っていることが乱脈で。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長、小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員のご質問にお答えさせていただきます。

最大で5,000万円ですので、買う場合にはちゃんと土地の評価、また、建物の評価などもして、適正価格で買い受けるというようなことを守ってまいりますので、あくまでも上限が5,000万円ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 14番、小坪孝君。

○14番（小坪 孝君） 課長、やり方が、前もって税務署に申告するなんていう話はしていないんですよ。皆さんに聞いても、後から所得の申告するときに町が減免措置をしてやっているという形で、今まではそういう買い方をしているの。

5,000万円で買うようなありきたりのもう話は出さないでください。評価で幾らというのが、それで、もう2年前にあそこに予定地が決まりましたなんて、もう広報紙で流して、いまだに土地が買えてないというのは残念だと思う。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○14番（小坪 孝君） はい、答弁いいです。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 以上で報告を終了いたします。

なお、令和5年度城里町全6会計の予算審議であります。議長を除く全議員により、予算特別委員会を設置し、別紙会期日程案により、常任委員会所管分について審議する分科会方式により行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

閉 会

○議長（阿久津則男君） 以上で、本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る3月7日火曜日午前10時をもって令和5年第1回城里町議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに議員控室にお集まりいただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

ご苦労さまでした。

午後 3時56分閉会